

平成30年2月28日開会  
平成30年3月16日閉会

平成30年

第1回定例会会議録

(第3日目)

小豆島町議会

開議 午後1時00分

○議長（森口久士君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいます。ありがとうございます。

本日は14日に予定しておりました一般質問を行った後、各常任委員会へ付託しました議案の各委員会審査報告、また追加議案として人事案件、契約案件、補正予算、発議が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月9日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後1時00分）

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） 私は、防災・減災対策についてお伺いしたいと思います。

先日の3月11日で東日本大震災の発災から7年がたちました。このときも、この2011年3月11日も本会議が午前中ありまして、午後から家にいますと、津波の状況が映像で映されて、本当に水害、水っていうのは恐ろしいものだなというのをつくづく感じました。私も、それからその年の7月に宮古市のほうへ行ってまいりました。本当に悲惨な状況が今でも目に浮かぶようでございます。被災者の生活再建やインフラ整備が進む一方で、震災の風化が進んでいるのも紛れのない事実のようです。

先日、災害避難者、震災で避難されてる方が2月27日の調査ではまだ7万3,349人の方がまだ避難生活をされているようであります。その後にも、地震、豪雨などの激甚災害に指定されるような災害が多数発生しております。予想されている南海トラフ巨大地震の発生確率について、国は30年以内に70%と公表しております。このようなことを踏まえて、質問をさせていただきます。

まず、避難所として住民生活の命を守る学校施設の防災機能は安心かどうか。

また、一定期間避難生活を送るための指定避難所の備蓄の状況はいかがか。

また、防災会議ではどのような対策が議論をされているのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員から、防災・減災対策について質問がありました。

小豆島でも、昭和49年、51年豪雨災害を経験していますので、本当に災害にどう臨むかは町政の最大課題の一つだと思っています。

質問にありましたような南海トラフ巨大地震のような大災害も必ず起きるんだという意識で取り組むことが必要だと思っています。防災のための準備、細心の注意を払ってすることが必要だと考えています。

質問のあった避難所として地域住民の命を守る学校施設の防災機能は大丈夫かという1点目の質問ですけれども、指定避難所となっている小・中学校5校については耐震化を完了しているの、倒壊のおそれはないという状態には最低限なっていると思いますが、さまざまな課題があると思います。後ほど、担当課長から説明をいたします。

2点目の指定避難所の備蓄状況ですけれども、これについても県から示されている各市町の備蓄目標量は達成していると、最低限の準備はあるんですけれども、これについてもいろんな課題があるんだろうと思います。

3点目の防災会議では、いろんな関係者が集まって年1回ぐらいやってたんですけれども、防災会議を開いて災害が起きたとき、どういう行動を一人一人がとるのかとか、そのための準備はどうするかという共通の認識を持つ上で、とても大事な会議だと思っておりますが、平成28年1月からもう2年ぐらい開催しておりませんので、速やかに開催することが必要だと思っています。庁舎の移転が5月初めには調いますので、町の新しい町長も誕生すると思いますので、新しい体制のもとでできるだけ早く防災会議を開くことが必要だと思っています。担当課長から詳しく補足説明をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） それでは、柴田議員さんからのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の避難所として地域住民の命を守る学校施設の防災機能についてでございます。

先ほど町長から申しましたように、町内の小・中学校5校の校舎、体育館、全てにおいて耐震化が完成しておりますので、地震による倒壊のおそれはありません。また、池田の

小学校を除く4校で太陽光設備を導入しておりますので、ある程度の電力の確保も可能となっておりますので、安心できる避難所ではございます。ただ、しかしながら、学校特有のものもございます。床がかたいでありますとか、体育館は空調の設備がないと、必ずしも環境には恵まれているとは言えませんので、今後学校等とも協議の上、少しでも良好な環境の確保に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次、2点目の一定期間避難生活を送るための指定避難所の備蓄の状況でございます。

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合の最大の小豆島町の被害想定を香川県が試算しております。その中で、小豆島町の総避難者数は5,700人となっております。この総避難者数5,700人をもとに、町が保管すべき備蓄物資の内容や目標量も県が定めております。その内容につきましては、食糧、水、毛布、生理用品や粉ミルクといった災害発生初期における生命の維持及び生活レベルの維持に係るものとしており、またその目標量としましては、災害が発生した4日目以降については、国や他県からの援助物資の供給がされると考えまして、発生直後の1日目に必要となる物資を町と県とで購入して町内に保管することとしております。2日分は協定等による流通備蓄によって対応することとしており、本町の備蓄する具体的な目標数量としましては、飲料水がおよそ6,200リットル、食糧もおよそ6,200食、毛布が約1,700枚、紙おむつが約2,500枚などとなっております。本年度、もう既に購入しましたが、本年度の購入分でこの全ての備蓄目標は充足することになっております。

また、その備蓄場所については、現在池田地区はこの建物の1階に保管しております。内海地区については、旧内海病院の備蓄倉庫に保管してございますけれども、管理体制とか保管スペースの面を考慮しながら、今後随時指定避難所のほうに備蓄していきたいと考えております。

ただ、町での備蓄については到底限界がございますので、日ごろから住民の皆さんの自助の一環としまして、家庭で少なくとも3日分の水や食糧を備蓄していただきまして、賞味期限を考慮して計画的に消費と購入を行うローリングストックという備蓄方法に努めていただけるよう、広報啓発を進めていきたいと考えております。

また、町内で備蓄食糧を製造販売する企業やプライバシーを確保するための避難所用の段ボール間仕切りなどを扱う業者もできてきましたことから、それらの備蓄品を積極的に導入していこうと考えております。

最後に、防災会議でございますけれども、防災会議につきましては、災害対策基本法第16条の第1項に基づきまして、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市

町村長の諮問に応じて、当該市町村の地域に係る防災に係る重要事項を協議することを目的として設置をされております。

ここで申します防災計画は、町の防災の大綱とも呼ぶべきものでございまして、一般対策、地震対策、津波対策、水防計画、資料編と大きく4つに分かれております。また、その中でそれぞれに災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画を定めており、災害時のあらゆる分野での計画が網羅されております。

大きな災害があり、それらの対策の改善によりまして、国の災害基本計画や県の地域防災計画が改定された場合に町の防災計画も改定されるわけですが、現在は国、県の改定に合わせた防災会議しか開催していない状態でございます。しかしながら、来年度は5月に庁舎も移転し、体制も大きく変わることから、防災計画の見直しが必要になってきますので、先ほど町長も申しましたように、防災会議も30年度中に必然的に開催することが必要となってございます。せっかく防災関係者が一堂に会する機会でございますので、先ほど申しました防災計画の訂正のみならず、有意義な会議となるように協議内容については今後検討させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、避難所の指定とか備蓄品の確保など町が行う公助だけでは有効的な防災・減災対策につながりませんので、ご家庭の力、お隣さんの力、自治会の力といったような自助、互助、共助が何より必要でございますので、今後とも自助、共助の強化、また町の実施する防災・減災対策へのご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 一定期間避難生活を送るための指定避難所っていうのは、大体体育館になってると思うんですけども、防災の分の書類を見せていただいて調べたところそういうふうになってると思うんですけども、この体育館の設備とか前も私、小学校のトイレとかに質問したことがあるんですけども、そういうところに避難所にやっぱり高齢者の方、大勢の方が寄るときにトイレの問題とかそんなことが大変重要なことじゃないかと思っておりますので、そういうようなところも含めて議論する場では議論をしていただきたいなど。

それから、備蓄品の中に今の小学校、子供さんたちのアレルギーの方、子供さん、生徒さんなんかは多いように思うんです。それで、なかなか公で備蓄を用意するっていうのは本当に大変なことなので無理かもわかりません。そこで、学校とかそういうところと連携をして、そういう避難が必要なときには親御さんに用意していただくとかいう、そういうな

ところも学校、教育関係と行政との話し合いっていうか、協力関係っていうか、突然に避難する人でアレルギーの人であれ食べられない、これ食べられないという場合には大変だと思しますので、そこも教育委員会と連携をとってしていただきたいと思えますけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 坂東教育部長。

○教育部長（坂東民哉君） 学校の体育館ということで、トイレのご質問もございました。これについても、校舎のほうの多目的トイレ、洋式化あわせて検討したいと思えます。

それと一点、アレルギー、これは児童・生徒、子供に限らず避難される方、大人の方もおいでだと思います。学校給食等については、十分対応しておりますが、こういう発災時、避難のときにはアレルギー食は非常にデリケートで、その方に適応したものを準備する必要があるので、備蓄品としてはかなり難しいと思えます。そのあたり、アレルギーのお子さんを持っているご家庭含めて、そういう家庭では自助、家庭のほうでそういう備蓄も準備されるようなことについて、指導についてちょっと今後検討したいと思えます。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） それと、防災会議のことなんですけれども、防災会議の委員、今小豆島町では34名の方が防災委員になられております。前回、私も東日本大震災の後、女性委員さんの登用ということで、その当時はたった1名だけでした、女性委員は。その後、全部で6人増やしていただいて7名の方が女性委員さんになっていたと思うんですけども、昨年の資料、てっきりそのメンバー7人ぐらいはおいでと思っておりましたが、資料を見せていただきますと、4名の方、女性は4名になっておりました。これはどういうふうなことで4名になったんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 防災会議のメンバーでございますが、済みません、今手持ちが現在のメンバーしかございませんので、その7名がどなたかというのはすぐ明らかではないんですけども、以前女性が少ないということで、女性は増やしたと思えます。当時、その7名の中に充て職で女性の課長がいたとか、そういう場面で女性がいたのかなと思えます。その後、女性が必要だということで、例えばこどもセンターの所長さんとか婦人会長さんとか母子愛育会の会長さんということで、必ず女性の方が役員になっているような方は増やしておると思えますので、もしそのときの7人のメンバー、何人が充て職やっ

るか、済いません、ちょっと現在資料ないんですけども、そういうご意見をいただいてから、できる限り必ず女性が役員に入るような形にはさせていただいていると。また、その中で以前に記憶が間違いなくありますのは、内海病院の婦長さんが入っておったと思います。現在の計画の中には、婦長さんは入ってございません。当時、内海病院でしたものですから、小豆島町で婦長さんが入っておりました。今のメンバーは、28年6月に改正になっておりますので、その時点で中央病院になって島の中で一本の病院になったということで、この時点ではちょっと婦長さんを充てかねておったようでございますので、任期2年でございますから、今年平成30年5月末まで任期がございまして、それでまた婦長さんにも入っていただけるように考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 今は、どこにおいても女性の活躍を促す時代になっています。まして、こういう大事なときの細かい配慮が要りますよね、災害時には。それには、やっぱり女性は、男性の方も当然なんですけれども、女性の細やかな、女性の視点からのさまざまな考えとかご意見とかそんなのは出てくると思っておりますので、病院の関係者が病院長はメンバーにあったと思うんですけれども、婦長さんというのは看護師という、やっぱりそういう方が入ってないというのはちょっとどうかなと思っております。ぜひ、入れていただきたいと思っております。

それから、男女共同参画に携わってる女性の方とか、そういう人選も、今充て職とおっしゃいましたけれども、それだけではなくて、やっぱりその分に必要になっていう、この方は必要だになっていう方を人選して入れていただきたいと思っております。やっぱり大事な会合になる、まだ何となく小豆島、瀬戸内海で内海にあるので、災害はないっていうふうな、来ないっていう、津波はもちろんあれですけれども、今町長もおっしゃられたように、49年、51年には本当に台風で大きなたくさんの方が亡くなっておりますので、よそごととは考えてないとは思いますが、どうしても近くでないの、遠いところにある災害なので、今の災害も古い何10年も前の災害でなかなかわからないと思うんですけれども、やっぱり備えあれば憂いなしということで、しっかりとそういう面もやっていかないといけないんじゃないかなと。意識の改革っていうか、災害に対しての危険の意識っていうのはすごく大事なので、危機管理っていうのをお願いしたいなと思っております。

それと、最後なんですけれども、今回国のほうで2017年度の補正予算で学校施設の防災・減災対策を強化するための予算を手厚くしたっていう記事が載っておりました。これは、こういう避難所機能の強化に関する費用の一部を国が補助をする制度が盛り込まれて

いと。また、この制度の趣旨に沿っていけば、トイレの洋式化はもとより、太陽光発電設備とか備蓄倉庫の整備など、災害時に役立つさまざまな施策が利用できる。こういう使い勝手のよさを生かして、各自治体の現状に応じた取り組みに活用すべきではないかっていうふうに、こういう記事も載っておりましたので、こういうことも踏まえて国からの支援をいただけるところはいただいて、町の災害対策に結びつけていただけたらなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。これでもう要りませんので終わりたいと思います。

---

○議長（森口久士君） 3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） 私は、現在非常に問題になっております人口減少、これに関しまして高齢者の活力をもっともっと引き出して、これに対応する必要があるのではないかっていうふうな趣旨で質問をさせていただきたいと思います。

人口減少、過疎化、少子化、そして高齢化、そんな言葉を日常的に耳にするようになって大変久しくなりましたが、町行政のほうにおかれましても、これに対して日々対策がとられ、またご努力をされておることと思いますが、なかなかこの傾向に歯どめはかからないように感じております。

我が小豆島町では、Iターン、Uターンあるいは移住者や大卒者の島内定住促進増加を図り、諸施策を行い、人口減少という流れにあらがっておりますが、これだけ人口が減ってまいりますと、今や町人口の4割に達する高齢者は若年人口の減少により、貴重な人材を求めることのできる人材の宝庫ではないかと考えます。事実、60歳、65歳を超えてなお仕事についてる人は多いように思います。また、全国的にも70歳くらいまでの人の約8割は収入を得るため、健康のため、さらには生きがいを求めて働き、あるいは働くことを希望しておるやに聞いております。

そこでお尋ねいたしますが、小豆島町での高齢者の就業実態はおおよそどのようなものなのか。また、あわせてシルバー人材センター、この利用状況あるいは実績等を明らかにしていただければと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から、人口減少に高齢者パワーを活用すべきではないかというご質問をいただきました。まさにそのとおりだと思います。とりわけ小豆島町、現在の高齢化率、65歳以上の人口比率42%、県下で一番高いですし、このままいくと50%ぐらいまでいくということですので、本当に人口減少、高齢化にどう対応するかという大き



な課題があると思います。高齢者の方々のパワーを活用することは、ご質問にあったように高齢者お一人お一人の健康とか生きがいという点でとても重要であるだけじゃなくて、各企業にとっても、これから若い人が減りますので人材確保、マンパワーとしても企業にとっても重要ですし、地域社会でも例えば高齢者の見守りとか、地域社会の助け合いの担い手として高齢者はとても重要だと思っています。

また、高齢者が地域や家庭でさまざまな活躍をするということで、医療費とか介護費用というそういう負担、費用の増大を抑えて、若い世代が元気で頑張れるようなという意味でも必要なことだと思っています。高齢者が活躍する上で、シルバー人材センターというのはとても大きな役割を果たしていると思います。現在、たしか会員は145名ぐらいいるんだと思いますけれども、シルバー人材センターをもっともっと活用することが必要だと思います。高齢者福祉課が主としてシルバー人材センターとの関係の仕事をしてますけれども、高齢者福祉課だけじゃなくて、町長以下、シルバーの方々の活躍の分野は、例えば子育て支援とか学校のクラブ活動の支援とかオリーブの植栽とか、もういろんな分野に期待されますので、高齢者福祉課だけじゃなくて、役場を挙げてシルバー人材センターをバックアップするような取り組みを今後はやっていくべきだろうと思ってます。

詳しくはそれぞれの担当課長からご説明をいたします。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） それでは、中松議員のご質問にございます本町の高齢者の就労状況についてご報告をさせていただきます。

少し数字の読み上げが多くなりますけれども、平成27年の国勢調査、こちらのほうの就業状況からのデータになります。本町の15歳以上の人口が1万3,511人、そのうち就業者数が6,653人、約49%の方がお仕事をされているということになってございます。

次に、この就業者の年齢別の構成でございましてけれども、60歳から64歳まで5年刻みになります。その方々が723人、約11%、65歳以上、いわゆる高齢者の方々が1,215人、就業者全体の約18%を占めてございます。なお、65歳以上の年代層を対象にした人口とその方々の就業率割合ですけれども、20%になるというふうな結果でございまして、さらに75歳を超えられると、就業率は約4%というふうな報告になってございます。

また、高齢者の活躍の場ということで、観光のほうから見てみますと、オリーブ公園とか映画村などで活動されています。小豆島観光ボランティアガイドクラブ、こちらの方38名中60歳以上の方が29名ご参加いただいております。また、英語の通訳ガイドで協力いただいております。小豆島観光国際化チーム、こちらのほうでも95名の会員中、60歳以上の方が31名と

いう結果でございます。また、過去3回の瀬戸内国際芸術祭におきましても、お接待処等で各地域の高齢者の方々には積極的にご参加をいただいているところでございますので、今後も高齢者の方々には町の行政のご支援も含めまして、いろいろな場でご協力、ご活躍をいただきたいと思いますと考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） それでは、私のほうから高齢者に対する支援策につきましてご説明申し上げます。

このたび、策定いたしました第7期小豆島町介護保険事業計画、老人福祉計画においても、高齢者の就労、社会参加については高齢者自身の健康づくりや介護予防に絡んで、積極的に推進していく項目と位置づけており、一人一人のライフステージに応じて社会とのかかわりを持つことは大切であると考えています。そのため、高齢者の就労、社会参加の取り組みの一つとして、健康度が高い高齢者にはこれまで培ってきた知識や経験を生かせるよう、シルバー人材センターへの活動支援を行っていきたいと考えております。

本町のシルバー人材センターの会員数は、ここ数年145名程度で推移をしており、平成28年度の事業実績額で申し上げますと、約5,100万円余りの事業収入がございました。この事業収入のうち、約7%がシルバー人材センターの運営費に充てられておりますが、センターの運営に必要な人件費等が賄えるものとはなっていません。そのため、町が200万円の補助金として支援することにより、安定した運営が可能となっております。

また、本町からは平成24年度から開始している軽度家事支援サービスを初めとして、役場庁舎の清掃、内海総合運動公園の管理、観光施設の清掃などあらゆる分野にわたって業務を担っております。このほかにも、小豆島中央病院の屋外清掃や草刈り、オリーブの収穫作業などに大きく貢献しております。

こうしたシルバー人材センターの活動は、単に収入を得るだけではなく、ボランティア活動を初めとするさまざまな社会活動を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現、また地域社会の福祉の向上と活性化に貢献することが期待されております。

今後、少子化などで労働力人口が減少していく中で、65歳になっても元気な限りは働きたいと考えている高齢者の活力を生かして、シルバー人材センターと連携をとりながら、退職後の高齢者の方が働く場所を確保できるよう町としても支援していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 実は、先日私、家の近くを歩いておられますと、偶然知り合いの方

が休憩をしておるところに出くわしましてお話をさせていただきますと、もう商売はやめたんやと、今シルバー人材センターで仕事をもらって働き、そして収入を得てるんですというふうなことでした。その方のこれまでのお仕事っていうのは、ある程度技能が必要な仕事でありました。だから、今のような世相ですから、非常にご商売も厳しくて、まだまだその商売を採算を度外視すれば十分に続けられる体力も気力もあるんじゃないかなとお見受けしたんですが、やはりそういった特殊な技能、知識、そういったものを持った人が単純労働をしておるといのは、ちょっとある意味もったいないのかなあというふうな感じがいたしました。そのあたりの会員登録ですか、そんなところでその人たちの得意とする分野とか、あるいはシルバーセンターほうへ求職として申し込まれる方々への説明ですか、あるいはもっと幅広く、例えば企業であるとか、町民一般の方々にどんなことをしてもらいたいとか、あるいはこういう技能を持った人がおるんですがとか、そういった広報はどうなっておりますでしょうか。

○議長（森口久士君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 中松議員のほうから、シルバー人材センターに対する広報をどうしておるかということでご質問をいただきました。

シルバー人材センターの会員を増やすという、会員の拡大っていうところにおいては、一番にはもうシルバー人材センター同士の会員による口コミというものが一番効果があるというふうに聞いてはおりますが、町としても今後広報紙等を活用しながら、会員拡大のために今後啓発してまいりたいと考えております。現在のところ、シルバー人材センターの中では需要と供給というのがある程度保たれておるのかなというふうには考えておりますけれども、先ほどご意見ございましたように、技能を持った方が十分な仕事できていないということもございますので、今後シルバー人材センターとの連絡を密にとりながら、そういった方が生き生きと仕事ができるような取り組みということで、そういうマッチングを含めて町としても支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 60歳を過ぎた方々に関して言いますと、その人生の大半を仕事のために一生懸命に頑張っておられて、知識を習得し技術を磨いておられた方ばかりだと思います。非常に大切な人的な資源だと思いますので、そういう方々にいましばらく社会のために、そして自分のためにも頑張ってもらえるような施策を希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私は、2問質問させていただきます。

最初に、小豆島町の高潮対策の進捗状況はということで質問いたします。

平成16年の高潮被害から14年がたとうとしております。あの高潮被害は物すごく、私は当時の内海町が潰れると思いました。東部地区労の役員の方と1年4カ月かかって調査をして、1,007枚の写真を撮り、旧内海町と香川県に対し、その後中江前町議と国会まで陳情に参りました。これがそのときの資料でございます。18地区に分けて、当時内海ですから、255ページにもなりました。もう大変でした。

国会に行ったんですけど、国の担当者は、海側ばかりにお金を使うじゃないかと、一体性はないでしょうと、こういう質問でした。一体性は僕は初めて聞きましたんで、一体性いうたら何ですか言うたら、高台に住む人が文句を言うやろということと言われましたいろいろ考えましたけど、その心配は要りませんと。高台の人がマルキン醤油とか佃煮に行ってますよというとわかってくれました。私も読んだことなかったんですけど、災害対策基本法も初めて読むことになりました。この本には、本というか、基本法ですけど、昭和36年につくられまして、今までに58回も変えとんですね。すごいと思います。台風の通り道、日本は火山の噴火、地震、津波、そして地形も山が多くて河川も勾配が急で平野も少ないという実態が書かれてありました。当然、平成7年1月17日の阪神大震災、さっきも質問がありましたけど、平成23年3月11日の後も書きかえられています。その中には、国の責務、県の責務、町の責務、そして私たち地域住民の責務もちゃんと載ってます。解説書ですけど、市町村もその地域における特有な防災問題を調査研究する必要があると書かれています。県は当時、アクションプログラムを発表して、かなり対策が進んでいることは知っていますが、二十四の瞳映画村などまだ残っていると思います。現状をお聞きます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から、高潮対策についてご質問をいただきました。

森議員におかれては、町議として一貫して高潮対策に取り組んでおられたことに敬意を表したいと思います。

高潮あるいは豪雨で、私の実家も私の記憶では3度ほど床上浸水をしたんですけども、防潮堤の整備とか最近はかなり床上浸水ということがなくなったということで、対策が少しずつは進んでいると思いますが、質問にあったように、まだまだたくさんどころ

が高潮の被害が出る余地があると思っております。

香川県では、平成16年の台風16号の高潮被害を踏まえまして、県及び関係市町で津波・高潮対策市町連絡協議会を設立しております。その協議会におきまして、平成18年3月にハード面の整備を計画的に進めるため、津波・高潮対策整備促進アクションプログラムを策定しております。このアクションプログラムに基づいて、小豆島町においても順次高潮対策の整備が進んでいるところでございます。

アクションプログラムでは、整備が必要である施設を抽出し、その緊急度によって優先順位をⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期、後ほど担当課長から説明しますが、非常に長い期間ですけれども、3期に分類しまして優先度の高いところから整備を進めてきているところでございます。整備はその管理者、これも制度によって管理者が違うという複雑なものですけれども、管理者が整備をするということから、県と町、河川や港湾、漁港などその区分に応じ、またプログラムに沿った対策が進んでいるところでございます。

進捗状況等について、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 森議員からの高潮対策の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

町長答弁でもございましたとおり、この高潮対策には膨大な費用と長い年月を要することから、そのプログラムをつくりまして優先順位を決めて実施してきております。進捗状況でございますが、県の土木部が管理しております小豆島町内の港湾や河川につきましては、Ⅰ期、平成26年までの10年間でⅠ期としておりますが、それが約5.2キロで、Ⅱ期、Ⅲ期が平成46年までの20年間としておりますが、それが約400メートルとなっております。合計で5.6キロでございますが、こちらにつきましては全て対策が済んでおります。と言いながらも、計画段階で多少見落としの箇所ございまして、それについては随時対策を実施しているというところです。

また、町の建設課のほうで管理しております港湾とか漁港の対策のほうですが、Ⅰ期、平成26年までの10年間につきましては約3.2キロで、これは全て対策が済んでおります。次、Ⅱ期、Ⅲ期に分類されております平成46年までの20年間につきましては、調査段階、計画段階では約8キロ対策が必要ですよとなっております。平成28年度末現在で約1.6キロ完成しております。進捗率の計算はいろいろやり方はあるかと思うんですが、経過年数でいきますと、平成28年度末で12年経過しておりますので、年数換算でⅡ期、Ⅲ期は平成46年でございまして、40%経過年数では進んでいるところです。ただいま説明し

ました整備の延長の換算でいきますと、43%が完了しているということから、40%に対して43%進んでおりますので遅れはないと考えております。現在、建設課のほうでは、Ⅱ期、Ⅲ期に分類されております漁港の高潮対策を順次進めているところでございます。

あと、農林部局のほうにもありますので、そちらのほうは農林水産課のほうから答弁いたします。以上です。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） 森議員から、田浦地区の高潮対策についてご質問をいただいております。

森議員もご存じのとおり、香川県内の海岸は平成16年度の高潮被害後、優先順位を設け、各管理者において計画的に整備してるところでございます。田浦地区においても、県道拡幅工事にあわせて分教場から映画村付近までの海岸は整備をされております。

森議員のご指摘の箇所である映画村付近の海岸は、農林水産省所管の香川県管理の三角海岸でございます。この三角海岸の護岸は、経年劣化によるコンクリートの摩耗やひび割れが生じ、また風向きによっては越波被害も出ていることについては承知をいたしております。さきの議会においても答弁させていただきましたが、管理者である県に対し、継続して改善の要望をしているところでございます。

町内には、県管理の農林海岸が複数あり、橘の白崎海岸では海岸環境整備事業、また石場海岸では陸間改良整備事業などを優先して実施していただいております。三角海岸の改善につきましては、これからでございます、平成30年度には約17メートルの開口部の改善に着手する予定と聞いております。また、その他の箇所についても予算の範囲で順次改善をしていく予定だと聞いております。

地域の方や観光施設である映画村の意見を聞きながら、県と町で協議検討しながら実施すべきことと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 町に責任があるんじゃないかと、そういう立場じゃございません。先程言ったように自助、共助、公助、僕らはいわゆる自助なんですけど、それは一生懸命やるべきだと思います。何でもかんでも町とか県とか国と言うつもりは一切ありません。そういう意味で、この調査をいろいろやったんですけど、最初は僕も正直言って何していいやらわからなかった、すごかったから。そうすると、僕、同級生に船乗りさんがおいでまして、船にはノンリターンバルブいうんがついとると。そこで水を飲んだり、おろしたら、ここのふたがぱっとあいて、それで海のほうで圧力が増してるからぼんと引っ張るん

やと、ああノンリターンバルブかと。それが海岸縁にあったらええのになと思いました。それを逆止弁というんですね。いろいろたくさんはなかったんですけど、土庄の土渕海峡にあるとか、木庄川にもあったし、橋にもございました。そういった意味で、いろいろ調べてみますと、いわゆるアクションプログラムにはABCと言われて、Aは10年、Bは20年、Cは30年と、俺死んでおらんが言うた、30年やったら。そういった意味では、今生きている人たちのためにお金を使ういうんをもっとやってほしいと思いますし、そのことを県に、よそはどうでもいいとは言いませんけど、懸命に言うてほしいというふうに思っています。

やっぱり、条文の中のここにも書いてますけど、その地域特有の災害の原因を調査、これは町がやってないんじゃないかと思いました、そのときに。結果の調査、ここがつかった、ここがつかったいうんはきちんと調べてくれとんですけど、原因の調査というのはパラペットの下のところから水が入るんやから、その原因、どこをしたらどれだけ効果が出るということは調査が少なかったというふうに僕は思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 森議員おっしゃるとおり、県の土木関連の進捗率のご説明しましたとおり、やっぱり計画段階で見落としがあるのは間違いないです。わかった段階で、少しずつさっきおっしゃってたフラップゲートとかもつけていってるところが現実でございしますが、管理延長といえますか、構造もその場その場でさまざまですし、口径から高さからいろいろでございしますので、確かに我々コンサルとか県の職員、町の職員が現場行って見て、ああしよう、こうしようって考えながらやってるところはあるんですが、おっしゃるとおり、なかなか見落とししてるところはあるかと思しますので、今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） これも町のほうに渡したんですけど、1,007枚の写真を撮ったんで、草壁の写真、これ100枚です。もっとたくさん写してますけどね。こっから入った、こっから入った、ここへ来たということをちゃんと調査をして対策を練らないと、今言ったようにどっからか来るんです、水は。そういった意味では、一緒に調査を随分としていきたいと。さっきもいろいろ言われてますけど、土庄の大師市の新聞には、人間の歴史は災害の歴史と書いてます。ですから、台風が来たり、津波が来たり、地震が来たりします。ですから、やっぱりそういった意味ではどんどん情報を僕らにいただいて、実態をいただいて、できることはなかなか少ないと思いますけど、よろしくお願いしたいと思いま

す。

次に行きます。

少子化の原因についてでございます。

この日本は、子供が生まれての死亡率が世界一低いと新聞に載っていました。すばらしいことだというふうに思います。高齢化というのは、医学が発達すれば長生きして当然だと思います。しかし、子供は世界で一番、さっき言ったように死なないのに、なぜ日本は少子化なのかと思います。いろいろ聞きますけど、国も県も町も仕方がないと、少子化現象はしょうがないみたいにしかな聞こえないんです。高齢化は医学が発達すると、これがするようになるんですけど、仕方がないというふうに言ってるように思いますんで、私は原因というのは若い人の賃金が安いから結婚もできない、出産するんでも2人も3人もつukれないがということになっているんじゃないかというふうに私は思いますけど、済いませんけど。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から少子化の問題についての問題提起がありました。

少子化は、日本全体で大変深刻な社会問題だと思いますが、この小豆島でも同じように大きな政策課題だと思っています。一般的には、価値観が多様化して晩婚化、晩産化、非婚化という若い世代の価値観の変化もあるんですけども、森議員がおっしゃったように、若い人の賃金水準が低い。特に、非正規雇用というか、本当の正規の雇用にない若い人がとてもとてもたくさんおられる。そういう状況では結婚も難しいだけでなく、子供を育てるのは難しいという、それが大きな要因の一つであることは間違いのないことだと思います。それは小豆島でも同じで、特に小豆島地場産業、醤油、つくだ煮が大変厳しい環境にあるので、多分平成10年ごろから他の地域では所得水準は改善してるんですけども、この小豆島町は賃金水準が改善してない、とても深刻な状況だと思います。

一方で、小豆島町の場合、おじいちゃんおばあちゃんの世代がつくだ煮、醤油が好調なところにストックがあるので、おじいちゃんおばあちゃん存在で何とか若い世代が子供たちを育て、子供たちを他地域の大学に進学とかそういうことができてるんだと思いますけれども、そういう意味で地場産業が元気になるという経済対策、産業政策はこれからの小豆島町、小豆島にとって最重要課題になるのではないかと思います。

昨年4月に商工業振興計画というのをつくってまして、余り知られてないかもしれませんが、この中では地場産業だけじゃなくて、教育、福祉、医療といった分野あるいは観光とかいろんな分野をつなげて小豆島の魅力を発信して、小豆島のブランド力で地場産業も



含めて元気になっていく。とにかく産業を元気にすることが必要だと思っています。

それから、子育てという観点からすると、都会だと保育所がないとかいう制約があるんですが、小豆島は自然も豊かだし、保育所も調ってますし、官民さまざまな子育て支援の活動もありますので、子育てという観点からは小豆島はその魅力をもっとアピールしていんじゃないかと思います。若い世代の移住が増えてますし、今年度もかなりの数の方が来られました。小豆島の子育ての環境が比較的都会に比べればすぐれているというようなこともアピールしていくことが必要だと思っています。

国も高齢者対策を重点的にやるというだけじゃなくて、少子化対策を前面に出した政策転換を図ってきつつありますので、小豆島町においても高齢者対策は人口の40%が高齢者である以上、なるべく社会に貢献する働く場を設けるという観点で高齢者対策はすることが必要だと思いますが、あわせて子供たちがたくさん生まれて健やかに育つような医療、子育て支援の福祉とか教育とか、そういう施策を充実させることが大事ではないかと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） いろいろ聞きますと、もちろん原料が上がったり、いろいろしてきますから、会社も大変だと、売り上げも伸びてないと、当然賃金は上がってないということだと思いますけど、いろいろ僕も労働者ですけど、労働者も会社経営とか今の自分のつくってる製品とかに対して非常に積極的に物を言ってもらわないと、よくなるというふうになんか最近特に思うようになりました。これは、会社の社長さんも含めて一緒に考えるようにならないかんですけど、もう一回聞きますけど、子供を産んだら得するという政策というか、条例というのは違反になるんですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 多分、内容は個別にチェックしないといけないんですが、何かの法律に触れるとか多分ないと思います。それで、子供を産んだら得とか損とかじゃなくて、一人一人にとっても子供が生まれ育つことによる生きがいとか喜びとか、人間としての喜びとか、そういうものを実感できることが一番大事なんだと思いますが、今の若い人の雇用環境の現状はその観点からすると逆行している。非正規雇用の人が半数を超えるというのは、明らかに逆行していると思います。非正規雇用のまま高齢者になると、年金とか何かにも結びつかないという物すごく深刻な課題を今の日本、小豆島も含めて内在していると思います。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） これは正確な数字じゃないと思いますけど、家島、あそこは子供さんが数人おるといふうに聞こえてきました。なぜかいうと、あれいろいろやるから、賃金もまあまあ高くてそんな心配要らないと、自分の子供をつくってもいふうに思いますんで、これはもうみんなの、僕の孫のこともあるんですけど、一緒にやって、やっぱり町は町の方針を確立するということは、小豆島町に来たら赤ちゃん産んだら得する、損得じゃない言われましたけど、それで頑張っしてほしいと思います。以上です。どうもありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問いたします。

まず、1つ目が国保税についてです。

国保がいよいよ4月から県に移行します。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという国保の構造問題は何ら解決しないばかりか負担増と徴収強化が迫られるおそれがあります。今回制度改変に際し、政府厚労省は国保への3,400億円の公費投入を行うとしていますが、その投入額の半分は都道府県、市町村の国保行政を政府が採点し、成績がよいとされた自治体に予算を重点投入する保険者努力支援制度という新たな仕組みによって配分されます。ここでは、市町村に公費の独自繰り入れをやめさせるよう都道府県が指導しているか、市町村が滞納者への差し押さえなど収納対策の強化を行っているか、都道府県が病床削減など医療費抑制の取り組みを行っているかなどが重要な採点項目となる予定です。新制度のもと、都道府県には国保運営方針の策定が義務づけられています。2018年度は地域医療構想、医療費適正化計画、医療計画などこの間の法改定によって新設されたり、内容が強化された病床削減、給付費抑制の計画も一斉に発動する予定です。これらの計画は、いずれも都道府県が策定することとされ、しかも国保運営方針と整合させることが法律で定められています。国保運営方針による市町村国保への予算配分、医療費適正化計画による給付費抑制、地域医療構想による病床削減、これらの権限を全て都道府県に集中し、強権的に給付費削減を推進させることが狙われているのです。高過ぎる国保税の問題を改善するどころか、さらなる負担増と徴収強化を推進する、こんな都道府県下では住民の困難と制度の矛盾は深まるばかりです。そこに強引な給付抑制策や病床削減が結びつけば地域の医療基盤が崩れかねません。

そこでお尋ねをいたします。

保険者努力支援制度は、先ほど述べたように国保税の徴収率アップなどに応じて、政府は市町村への交付金を上乘せするものです。無慈悲な保険証取り上げや問答無用の差し押さえを助長することになるのではないのでしょうか。住民の生存権を脅かす差し押さえを広げることのないように対応をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

国保問題解決には、国庫負担率の引き上げこそ必要であり、国庫補助負担金の大幅増額を国に要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、高過ぎる保険税の中でも、子供の人数が増えれば保険税のうち均等割額の負担が重くなります。制度自体が子育て支援に逆行しており、改善が求められています。全国知事会でも子育て支援の観点から、子供に係る保険税均等割の軽減を国へ要望しています。国は、知事会、市長会、町村会代表を交えた国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議で子供均等割保険税の軽減措置導入の検討を約束しています。国の導入に先駆けて、保険税の均等割における子供への軽減策を検討し、子供の均等割減免の創設をしてはどうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、国民健康保険についていろんな質問をしていただきました。

国民健康保険、今年の4月から財政運営が県の責任になるということになりました。国民健康保険制度は、市町村にとって根幹になる仕事であると私は常々理解しておりました。すなわち、町民の皆様に健康づくりと医療の提供とそれを支える財政運営をするのが国民健康保険ということで、市町村にとって物すごく重要な制度であるとずっと考えております。今もその考えは変わりませんが、残念ながら財政運営について、小豆島町に限らず市町の体力は弱体化して、市町単位では保険料の引き上げとか、所得の低い階層、だから自営業の人が地域で力を失ったり、退職者が加入する制度が国民健康保険ということで、市町村単位で国民健康保険の財政運営をすることが難しくなったという大きな社会の変動の背景のもとでなされたことであると思っています。市町で単独の財政運営が困難である以上、県下一本で、当面は保険料は市町ごとに決めていくことになると思うんですけども、財政運営は大きな範囲でみんな担っていかうという県単位の財政運営の方向自体はやむを得ないものだと思います。

ご質問にありました保険者努力支援制度ですけれども、医療費の適正化というか、医療費のパイ、不必要な医療費のパイの増大を抑えるということは当然必要なことだと思います。納めるべき保険料を納めてないということは決して許されることじゃないので、適切

な保険料の徴収ということは当然必要なことだと思います。質問のあった保険者努力支援制度は、そういった収納率の向上も一つの尺度になってますけれども、それに限らず健康づくりとか保健事業とか、そういう分野の取り組みも評価するということですので、この保険者努力支援制度自体は必要な制度ではないかと思っています。

また、小豆島町の国保税の徴収業務は適切に行われていると思います。無理をした徴収はなされていないのではないかと、ケース・バイ・ケースで適切な対応がされていると思います。

それから、国の財政負担を強化するという事は、市町村、県の立場からいけば当然のことだと思いますので、これから国保の改正はこれからも何度も行われると思うんですけども、都道府県や市町村の財政負担が厳しくならないよう、引き続き国がたくさんの負担をするということは都道府県、市町村の立場からは常に国に対して意見を言っていく必要があると思っています。

子供の均等割減免についても、先ほども質問ありました少子化対策という観点からも方向としてはなるべく早くこういうものが導入されたらいいなと思ってますけれども、やはり全国一律にすべきものだと思いますので、国の動向を注視していきたいと思ってますし、そういう制度の導入について、地方から国に対して要望はしていくべきだと思います。

詳細は担当課長より説明をいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 私のほうからは、議員ご質問の保険者努力支援制度及び国庫負担率の引き上げ、子供の均等割減免についてご説明させていただきます。

保険者努力支援制度は、保険者における医療費適正化や保健事業等に対する取り組みを評価し、基準を達成した保険者に対して国庫補助金が交付される制度でございます。インセンティブのある仕組みを導入することで、保険者機能の強化を図り、国保の財政基盤を強化することが狙いがございます。

この制度は、平成30年度以降に本格的に実施に至るわけですが、交付額につきましては前年度の取り組み状況の評価して決定されます。交付額の算定方法は、評価指標達成による得点に被保険者数を乗じることにより算出した点数を基準として、全保険者の合計点数に占める割合に応じて交付されます。

ご質問の国保税の徴収率アップに応じた交付金の上乗せにつきまして、保険者努力支援制度平成30年度分における評価指標項目の収納率向上に関する取り組み状況においては、

1 点目が現年度分の収納率が市町村規模別の平成27年度の全自治体上位 3 割または上位 5 割に当たる収納率を達成しているのか、2 つ目に平成27年度実績と比較し、収納率が 1 ポイント以上向上しているか、3 つ目に滞納繰越分の収納率が平成27年度実績と比較し、5 ポイント以上向上しているかという項目があり、該当があれば点数が加算されるということでございます。

平成30年度分における評価指標におきましては、小豆島町は保険料収納率に係るいずれの項目も該当はありません。点数は加算されておりませんが、この点数を加点するための差し押さえを助長することはございません。また、住民の生存権を脅かすような差し押さえを広げる予定もございません。

ただし、滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず、納付に応じない等の場合につきましては、実情を踏まえた上で差し押さえ等の滞納処分を実施することもあります。その点につきましてはご理解を賜りたいと思います。

次に、国保に対する国庫負担率の引き上げに係る国への要望でございます。

現在、国では国保に対する財政支援を拡充するため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、持続可能な医療保険制度の構築や国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるとされております。そして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、国保制度を安定化させることとなっております。平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円、国の財政支援が拡充されることとなっておりますので、現時点では国への要望は特に必要ないものと考えております。

次に、子供に係る均等割保険料の軽減でございます。

平成27年5月、国会の法律改正に係る附帯決議で、子供に係る均等割保険料の軽減措置につきまして、今後国において検討していくこととされております。また、子供の均等割減免を創設する場合、その減免に係る町の財政負担も生じますことから、今後国での検討状況等を含め、先ほど町長が申しましたが、その動向を注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 差し押さえの問題では、全国では保険証を取り上げられて医者にかかれなかったりとか、生計費を差し押さえられた滞納者が餓死などしたという、そういう事例も出ております。本町ではこれはないと思いますし、そういうことはあっては

ならないと思います。ただ、先ほど言いましたように、国、県からの締めつけというのが今後厳しくなるのではないかと懸念されますので、その点ぜひ町民に対してのそういう厳しい差し押さえというところではしないようにしていただきたいと思います。

それと、国への要望の問題ですけれども、町長は常に要望はしていく必要があると言われました。課長は特に必要ないということを言われたんですけど、これはやっぱり実際に国保税が上がっている、上がるわけで、ぜひ国へは声を上げていっていただきたいと思います。

それから、子供の均等割の件ですけれど、例えば埼玉県ふじみ野市が今年4月から第3子以降の子供の均等割を全額免除することを決めたそうです。対象となるのは18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降の子供で、所得制限はなく、1人当たり3万6,100円が全額免除となると。人口11万人のふじみ野市の対象人数は203人で、総額733万円を見積もっているということなんですけれども、本町でこういう制度をもし実施するとすれば、人数とか金額とかがもしわかれば教えていただきたいし、ぜひ試算もして検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 子供均等割減免に係る必要財政額、試算でございますが、現在18歳未満の人数、国保該当者の中では現在268名該当者がおられまして、均等割は7割軽減、5割軽減、2割軽減とあるんですけど、これをもう関係なく均等割減免全部で行った場合は、財政負担が950万円ほど試算の結果では出ております。ちなみに、7割軽減でございますと660万円、5割軽減にしますと470万円、2割軽減で190万円という試算になってございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 先ほど紹介したのは第3子以降ということで、これはちょっとすぐにはわからないですか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 今のところ、その資料はありませんけど、必要であればまた調べてご報告申し上げます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 全体の減免というのが難しいのであれば、例えば第3子以上とか、そういうことも含めてぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

介護保険についてです。

この18年間、高齢者の年金は増えるどころか減る一方で、増え続ける介護保険料が家計を圧迫しています。今後、団塊の世代が75歳以上になり、給付額が増大し、その上負担割合が上がることを考えると、どこまで保険料が上がるのかと背筋が寒くなります。

国は、軽度者は介護保険から外し、重度者にサービスをシフトして給付を抑制するとともに、利用者負担を増やすことで制度の維持をもくろんでいます。それで制度は維持できたとしても、高齢者の生活は維持できません。そもそも介護保険制度ができる前までは措置制度で国50%、県と町が25%の全額公費負担で維持してきた高齢者福祉を介護保険制度に移行する段階で負担割合は国25%、県12.5%、町12.5%で国と自治体の負担を半減させたところからスタートしました。高齢化の進行による保険給付費の増加は当然予測できたもので、それに見合った国の財政負担を行わずに社会保障費を抑制してきたことによる制度の破綻を市民と地方自治体の財政負担に転嫁しようとする国の責任が問われていると思います。公費を増やすこと、特に国が25%の負担割合を引き上げ、最低でも5%の調整分は25%と別枠にするよう国に要望すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から介護保険についてのご質問をいただきました。

介護保険が創設されましたのは、公費だけではこれから増大する高齢者福祉、介護のサービスの提供が追いつかないという観点で、高齢者自身の保険料とか若者の保険料、40歳以上の方になりますけれども、税金だけじゃなくて保険料とセットにすることで高齢者福祉、介護の体制を整えることができるという趣旨で、市町村が運営主体としてスタートしたものだと思います。公費だけでは、高齢者福祉サービスの整備が追いつかないということとスタートしたものであります。

介護保険ができたことで、実際小豆島町でも施設サービス、在宅サービスとも格段に充実しましたので、介護保険制度の導入自体は町民の立場から見てよかったのではないかと思います。

一方、小豆島町も同じですけれども、介護保険の全国的にニーズが高まって、保険料で財政負担のカバーをするという制度になってますので、保険料を上げざるを得ないという状況にあるのもまた事実だと思います。ということで、これから小豆島町の場合は在宅、施設サービスについてはほぼあるべきサービスの水準に到達できていると思いますけれども、今後介護保険は国が25%を負担しておりますけれども、東京などの大都会で高齢者の数が絶対数が増大して、国が東京都などでの高齢者サービスの財源を負担するのが大変厳

しいという状況がありまして、国のほうで介護保険の対象範囲を重度者に限定するような大きな流れになっているのだと思います。その方向自体、介護保険という制度を国全体としてキープするためにやむを得ないものだと思っています。ということですが、介護保険ももう3年に1度大きな制度改正がなされますので、地方自治体は地方自治体で常に国の負担の強化ということは言い続けることが必要だと思います。実際、介護保険制度の改正の議論をするとき、市町村の代表者、都道府県の代表者も議論に加わっていますので、そういう市町村の代表者を通じて市町村の状況をちゃんと主張して、これ以上、市町村の負担が増えないようなことは必要であると思っています。ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今、介護保険料を払っていても利用できないとか、国家的詐欺ということも言われるような状況もあります。ぜひ、国に対して公費を増やしてもらうという立場で、そういうことも含めてお願いしたいと思います。

3番目に行きます。

生活保護基準の引き下げと影響についてです。

5年に1度の生活保護基準の見直しに当たる今年、政府が最大5%という生活扶助基準の引き下げの方針を決めました。約7割の世帯は減額になるということです。今回、政府は削減の理由を一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るためとしています。確かに、今低所得者の消費水準は生活保護基準より低くなっています。そのこと自体、生活保護基準以下で暮らしている人が多いことを示し、本来制度を利用すべき人が利用できないまま厳しい生活をしているということです。そこに合わせると、際限なく下がることとなります。まさに今、生活保護基準以下で暮らしている人が増えており、生活保護を利用できるよう補捉率の引き上げ、最低賃金の引き上げなどを含め、社会保障の底上げが求められていると思います。

また、生活保護は憲法25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットです。また、生活保護基準が下がることは、制度を利用している人だけの問題ではありません。生活保護基準は、暮らしを支えるさまざまな制度に連動しているため、削減を実施すれば47の医療、福祉、年金などの施策に影響が出ることを厚労省は公表をしています。例えば、住民税、保育料、介護保険料、就学援助などで低所得世帯の生活悪化に連動し、町民の暮らしへも大きな影響を与えることとなります。町民への影響はどのようになりますか。これ以上の改悪は許されないと考えますが、どうお考えでしょうか。



○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、生活保護基準の引き下げとその影響についてのご質問をいただきました。

国の来年度予算案が国会で審議されておりますけれども、その中で生活保護基準の引き下げが内容として盛り込まれております。これは、厚生労働省が全国的な調査をして、生活保護世帯と一般低所得者世帯との均衡を図る観点から、平成30年10月から段階的に生活保護基準の見直しを実施するという内容のものです。

そして、今年の1月に厚生労働省の考え方が示されておまして、生活保護基準の見直しに伴い、直接影響を受ける他の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とすること、また質問にありました住民税の非課税基準については、平成31年度以降の税制改正において対応を検討することとしたという対応方針が自治体のほうに示されております。

ご質問の町民への影響につきましては、多くの制度に影響する住民税の非課税基準が平成31年度以降の税制改正において検討されることから、平成30年度においてはその影響はなく、平成31年度以降の影響額については現時点での試算は困難です。

生活保護制度は、国の制度でありまして、町村はその事務を所管しておりません。したがって、小豆島町は生活保護の事務を所管しておりません。国において、多額の財政赤字を抱え、社会保障に関する負担が増大していく中で、詳細なデータを集め、専門家の意見を聞き、かつ国権の最高機関である国会の審議を経て生活保護基準額の見直しが進められるものと理解しておりますので、適切な基準の見直しであると考えております。

詳細は担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（岡本達志君） 生活保護制度につきましては、議員さんのご質問のとおり、憲法第25条に規定をしております生存権に基づいて国が生活に困窮する全ての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものでございます。

生活保護事務の実施機関は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長となっております。本町の場合はその事務は県小豆総合事務所の生活福祉課が行っております。小豆島町の平成30年2月末現在の生活保護世帯は154世帯、206名となっております。

この生活保護世帯における影響でございますが、厚生労働省のほうで示しておりますモ

デルケースによりますと、小豆島町で一番多い70歳以上の単身高齢者世帯、全体の35%を占めておりますが、このグループで月額数千円程度の増、65歳以上70歳未満の単身世帯、これが同じく16%を占めておりますが、このグループで月額で数百円の減、それから50歳以上65歳未満の単身世帯、全体の21%を占めておりますが、このグループで千円程度の増とモデルケースによりますとこのようになっております。また、その他のモデルケースにおいても増額となるケースが多いことから、本町におきましては今回の生活保護基準の見直しによりまして、生活保護費が減少する世帯は少ないものと見込まれます。

この生活保護基準の見直しによりまして、住民税の非課税基準の改定が行われ、今まで非課税世帯であった方が課税世帯になるということによりまして、就学援助、保育料、介護保険料等の減額基準等につきましても連動して影響があるのではないかと質問でございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたように、住民税の非課税基準は平成31年度以降の税制改正において対応を検討するというようになっておりまして、現在での影響については予想することは困難でございます。

国におきましても、この問題については把握しておりまして、国の制度におきましては生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨、目的、実態等を考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとしております。それから、地方の単独事業につきましても、国の取り組みを説明した上で、その趣旨を理解した上で各自治体で判断するように依頼するというふうにされておりますことから、小豆島町といたしましても、今後国の動向を見きわめながら対応していくことになるのではないかと思います。ということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 厚労省の試算によりますと、今回の見直しでは子供の多い世帯ほど削減幅が大きくなるということなんですけれども、本町ではそういう世帯ってというのは何世帯かあるんでしょうか。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（岡本達志君） 本町におきましては、全世帯のうちに単身者の世帯が占める割合は約80%、残りが単身外ということでございますが、4人以上の世帯というのはそのうちの4世帯でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 本町では影響が少ないということですが、住民税の平成31年以降の動向によったら大変大きな影響も出ると思います。できる限り、その影響が

及ばないように対応するという国の方針に従って、その影響が出ないように十分取り組んでいただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時45分にします。

休憩 午後 2 時32分

再開 午後 2 時45分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

日程第 2 及び日程第 3 の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2 つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1 議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第 2 及び日程第 3 の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2 つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1 議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第 2 議案第 2 号、議案第 2 1 号及び請願第 1 号から請願第 2 号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第 2、議案第 2 号、議案第 21 号及び請願第 1 号から請願第 2 号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、3 月 1 日付託されました議案について慎重に審議した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

1. 委員会開催年月日。平成 30 年 3 月 5 日及び 7 日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について。

原案どおり可決するべきものと決定した。

(2) 議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算（総務建設常任委員会所管課分）。

原案どおり可決するべきものと決定した。

(3) 請願第1号憲法9条改正に反対する意見書の提出を求める請願。

不採択と決定した。

(4) 請願第2号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出を求める請願。

不採択と決定した。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第2号、議案第21号及び請願第1号から請願第2号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第1号、議案第11号、議案第14号及び議案第21号から議案第27号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） 次、日程第3、議案第1号、議案第11号、議案第14号及び議案第21号から議案第27号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月1日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1. 委員会開催年月日。平成30年3月6日、8日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第14号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管課分）。

次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

人権対策課。

改良住宅使用料の未収金対策に努められたい。

学校教育課。

特別支援学校の用地取得については、県にも応分の負担を求められたい。

奨学金貸付制度の周知に努められたい。

社会教育課。

三都半島アートプロジェクトは、成果の検証と今後の方向性を検討されたい。

子育て共育課。

就学前教育の方向性を検討されたい。

(5) 議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第23号平成30年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第24号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第25号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第26号平成30年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。

収支改善を図るため、老健から特養の転換や運営主体の検討等、早急に取り組みたい。以上です。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第1号、議案第11号、議案第14号及び議案第21号から議案第27号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号から議案第2号、議案第11号、議案第14号、議案第21号から議案第27号及び請願第1号から請願第2号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第4、議案第1号から議案第2号、議案第11号、議案第14号、議案第21号から議案第27号及び請願第1号から請願第2号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号小豆島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

激変緩和措置として、一般会計からの繰り入れを行い、軽減を行うことは一定評価をするものです。しかし、4分の1にとどまり、6万8,784円から8万2,160円と1万3,376円の負担増は約20%もの増額であり、町民への負担が大きく、賛成できません。先ほど、一般質問でも述べましたように、国への国庫補助負担金を増やすよう求めることと独自の減免制度の実施をすべきだと考えます。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第11号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

国民健康保険特別会計予算の単年度収支は、経常的に赤字となっており、これまで国民健康保険事業特別会計の健全運営に向け、第1段階として平成28年度に税制改正が行われました。そのとき、2回に分けて県事業への移行を考えておりましたが、今回の試算で大分大きく上昇するというふうなことになり、2段階での税制改正を行うものとしております。本来は、ほかの保険事業にかかわってる人のお金というか、町税をもとに一般会計のほうから繰り越すことは不適當であると考えます。その中で、少しでも軽減策をとっての県事業への移行になっておりますので、私はこれに賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第11号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第14号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

第7期の保険料基準額は、月額5,760円と6期の4,800円から20%増加します。第1期からは2倍以上になります。65歳になれば、保険を使わなくても年金がなくても年間3,110円支払わなければならなくなります。平成37年には、月額6,850円になると試算されています。こうした保険料値上げが続く一方で、介護サービスでは特養、老人ホームの入所者は原則として要介護度3以上に限定され、施設に入所している低所得者への補助であった補足給付の対象を縮小されました。要支援1と2の人の介護サービスは保険給付から外され、1割負担だった利用料に2割負担が導入されました。全ての世帯の生活を支え、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受けられるよう、国庫負担金の増額や抜本的な制度の見直しを必要です。国の責任が大きいとはいえ、介護保険料が大幅な値上げになり、大変な思いをして暮らしている高齢者の方の負担になることから反対です。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第14号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

介護保険制度は、施設等が増えてくるとサービスが増加し、それが料金にというか、保険料に響いていくというふうな制度となっております。第6期の間に、介護施設等がいろいろ増えてきたと思っております。それによって、ある程度の小豆島での充足率には達しておるのかなあと思っております。このサービスを維持していくには、それなりのそれぞれの負担が必要だと思います。以前は、そういうふうな制度もありませんでしたし、サービスを受ける人に対してはお得な形になっているのかなあと思っております。

また、5,760円という第7期の標準税額は全国平均でもまだ安いほうだと思っておりますので、この改正に対して私は賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありません



か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第14号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算に反対の討論を行います。

今回の一般会計予算は、骨格予算であり、やむを得ないと思いますが、町民の暮らしや福祉、教育を守る点で新たな施策がありません。

また、問題の多いマイナンバー制度に対しての多額の支出や町民の理解が得られない議員報酬の引き上げ、さらに個人給付や部落解放同盟への補助金など同和関連予算が計上されていること、また国保税引き上げを抑えるための繰り入れが少ないことなど、以上の理由から反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第21号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

いろいろな事業を展開するに当たって、今回の予算は骨格予算でありますので、細かな部分は出ていないのが当たり前だと思っております。

また、同和問題におきましても、まだ依然とした差別は見受けられると思っておりますので、私は議案第21号について賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第21号平成30年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

理由は先ほども述べましたが、町民への負担が大きい国保税の引き上げが含まれているからです。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第22号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほどの意見と同じような形で、県の事業に移行するに当たって町としてはできるだけの措置はとれていると思っておりますので、私は議案第22号について賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第22号平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第23号平成30年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第23号平成30年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について反対をいたします。

後期高齢者医療保険制度は、高齢者を75歳という年齢だけで区別して、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視し、そうした差別医療制度に一貫して反対をしております。

また、後期高齢者医療保険の保険料も上がり続けております。そういうことから、当初予算案には反対です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第23号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

後期高齢者医療事業というのは、国保を守るために75歳以上の医療費がすごく高いということで、導入した制度であります。これをやらなかったら、今の今度の国保の料金も格段に上がっていたというふうに思っております。この制度、先ほど料金も上がると言いましたが、今まで一遍上がっただけでありまして、来年に向けては据え置くというふうに聞いておりますので、私は必要な予算であると考えますので、議案第23号に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第23号平成30年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第24号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第24号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計予算に反対をいたします。

先ほども言いましたけれども、第7期の保険料は6期の4,800円から5,760円と2割増加いたします。また、先ほどちょっと言い間違えたんですが、最低でも年間3万1,110円の保険料を支払わなければなりません。こういった保険料の値上げが続く一方で、サービス引き下げが行われ、介護を受けたくても受けられないというさまざまな矛盾を生み出しているのが介護保険制度であります。国の責任が大きいとはいえ、大幅な値上げで町民への負担が増えるということで反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第24号について、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

介護保険事業特別会計予算は、サービスを維持するため、それぞれの方から負担をいただいている事業であります。施設が多くなり、それなりのサービスが増えればそれなりの予算なりが措置をしないとそのサービスを受けることができませんので、私は必要な予算だと考えます。よって、私は議案第24号に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第24号平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第25号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第26号平成30年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成30年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成30年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、請願第1号「憲法9条改正に反対する意見書」の提出を求める請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 私は、請願第1号に反対の立場から意見を述べたいと思います。

憲法9条のみならず、憲法改正の議論が自民党においてなされておりますが、党内にもさまざまな意見があり、意見集約の見込みも立っておりません。また、衆参両院の憲法審査会でも各党がそれぞれの立場で意見を述べたにすぎず、憲法改正の議論がこのまま進むとは到底考えられません。

一方、憲法改正の有無にかかわらず、自衛隊は我が国の平和と安全、国民の生命と財産

を守る上で必要不可欠な存在であると考えております。

よって、意見書を提出する必要はないものと考えますので、私は請願第1号に反対いたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、請願第1号「憲法9条改正に反対する意見書」の提出を求める請願に賛成の立場で討論に参加いたします。

請願の要旨にもありますように、安倍晋三首相は2017年5月3日に憲法第9条に新たに自衛隊の存在を記述することを例に、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと述べ、憲法改正への動きを急速に強めております。憲法第9条に自衛隊の存在を記述するという憲法改正案は、単に自衛隊を憲法上追認するだけではなく、時間的に後に制定された法律が先に制定された法律に対して優先的に適用されることから、憲法第9条以降を残したとしても、別の項目で自衛隊の存在理由が明記されれば、憲法第9条2項が空文化、死文化するということです。平和主義を定めた憲法9条が逆に無制限の海外での武力行使が可能になることが懸念をされます。一昨年の安保関連法の成立で、日本の自衛隊の活動は確実に変わりました。これまでの自衛隊ではありません。こういう中で、自衛隊の活動が無制限の海外での武力行使に道を開く危険性が出てきております。

今、これまで大災害などのときに災害救助を行う自衛隊を支持するのは当然だと思います。ところが、今度はそのような活動をしている隊員が海外に行って戦争をする可能性があるのです。私は、日本の憲法は平和主義を貫き、日本ばかりでなく世界にとってもかけがえのない憲法だと考えます。日本は憲法施行以来、戦争をしない、戦争によって他国の人を、また戦争によって他国の人から日本人が殺されることはありませんでした。戦前、戦中と一貫して戦争反対を貫き、基本的人権を尊重する日本共産党の議員として、この日本国憲法9条を守り、生かしたいという思いで賛成討論といたします。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定さ

れました。

次に、請願第2号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5番谷議員。

**○5番（谷 康男君）** 私は、請願第2号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願に反対の立場から意見を述べたいと思います。

核兵器のない世界の現実是谁もが切望するものでありますが、昨今の北朝鮮情勢等を考えたとき、専守防衛を標榜する日本にとってアメリカの核の傘に守られていることは紛れもない事実であります。唯一の被爆国として、核兵器の使用を容認するものではありませんが、核抑止力否定するものではありません。

よって、私は請願第2号に反対いたします。

**○議長（森口久士君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番鍋谷議員。

**○11番（鍋谷真由美君）** 私は、「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願について賛成をいたします。

核兵器禁止条約は、人類史上核兵器を初めて違法とし、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成、被爆者を初めとする100を超える市民社会の代表の参加に基づいて採択されたものです。ところが、安倍政権はこの条約に背を向け、署名を拒んでおります。こうした情勢のもとで、条約への参加を日本政府に働きかけることこそ、今緊急に求められていることです。本町を含め、全国の97%の自治体が加盟する平和市長会議は核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を採択して、日本政府を含めた全ての国への条約加盟を要請しています。さらに、同会議では条約への参加を全加盟都市から自国の政府に働きかけていくというアピールも決議し、各自治体からの独自の取り組みを特別に呼びかけております。

また、先ほど核抑止力のことも言われましたが、北朝鮮による核実験実権の強行と朝鮮半島をめぐる軍事衝突の危機は本条約の締結の意義をむしろ一層浮き彫りにしております。

一つは、日本も核兵器の力に依存しないから、北朝鮮も放棄せよと迫ることが一番説得力を持つものであり、核兵器廃絶を求める世界の流れの中で、北朝鮮を包囲することこそ必要だということです。

もう一つは、核抑止力、すなわちアメリカの核兵器使用を前提に北朝鮮に対峙すること

はいかなる理由があろうとも、核の使用は非人道的な結果をもたらし、絶対に許されないという学者の血のにじむ訴えを踏みにじるものだという事です。核兵器によるおどし自体が平和に役立たず、今日の危機を招いたという事実を直視しなければなりません。

核兵器禁止条約を採択した国連会議で、オーストラリアの代表は核抑止力論をめぐり、次のような趣旨の発言をしました。核兵器が安全保障にとって有益なら、多くの国が核兵器を持てば、より安全な世界になるということになる。全部の国が持てば一番安全ということになる。そんな議論を信じるわけにはいかない。核兵器は少ないほうが、そしてないほうが世界にとって一番安全なのだ。まさにここに真理があるのではないのでしょうか。私は、日本政府は国際的に違法化され、悪の烙印が押された核兵器による核の傘に依存するのではなく、直ちに核兵器禁止条約に調印すべきであると思います。二十四の瞳の平和の町小豆島町から国に対し、核兵器禁止条約への署名と批准を求める、この声を上げることこそ大事だと思います。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（森口久士君） 次に、日程第5、議案第28号から日程第7、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。



○町長（塩田幸雄君） 議案第28号から議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年5月10日をもって小豆島町固定資産評価審査委員会の委員塩田洋司氏、藪脇修氏、三木忠臣氏の任期が満了することとなりますが、同3名の方々は固定資産の評価に関する学識経験を有し、委員として適任でありますことから、引き続き選任するに当たり、地方税法第423条第3項に基づく同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長が説明をしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第5、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき説明させていただきます。

2ページの中ほどの根拠法令をご覧ください。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項で市町村に設置することになっており、同第2項におきまして定数は3人以上とし、第6項においてその任期は3年といたしております。

また、掲載はいたしておりませんが、小豆島町税条例第78条において委員の定数を3人と定めております。

固定資産の価格に関する不服の申し立ては一種の行政訴訟とも言えます。裁判訴訟は、制限なく自由に提訴できるのが原則ですが、こと固定資産評価の審査におきましては、その審査事案の専門性、多様性と懸案の多さ等から、審査請求の前置主義をとり、提訴前に申し立て審査を行うことが要請されております。納税者にとっては、提訴に至らずとも審判を受けられる利便的優位性を持ち、また町長はその審査決定に従う義務を負います。ですから、その後続く行政不服訴訟におきましては、町長への訴訟ではなく、審査委員会による審査決定した処分を取り消し訴訟となります。審査委員の審査決定は、いわば予備審判とも言える位置づけとなっており、その審査過程は裁判審理と何ら変わるものではなく、3人の審査委員は裁判と同様に判事と言える位置であります。それに審査決定を求める委員の選任とありまして、議会の選任を得るものとしております。

まず、塩田洋司氏につきましては、2ページにお示しのとおり、司法書士、土地家屋調査事業を営んでおり、評価審査委員の実績も旧町時代から6期17年でございます。職業柄により、固定資産の価格に敏感であるばかりでなく、法令等にも聡明で非常にバランス感

覚のすぐれた方であります。以上のことから、固定資産の評価に関する学識経験を有し、適切な審理を下していただけるものと判断しまして、皆さんの同意をお願いするところでございます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 町の委員会委員の方の選任において、おおむね75歳で、ついでもらうときに75歳というふうな申し合わせというか、そういうな事項があったと思います。今回、塩田さんが75歳以上であります。塩田さんの資格等でないといけないというふうな部分があって、塩田さんを入れているのか、それともほかに適任者がいないというふうなことでのあれなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） まず、資格の面におきましては、同様の資格を持ってらっしゃる方もおられます。ただ、その両方にたけている方いう部分で、後任の方を探すというか、適任というよりも、もう塩田さんにもう一期だけお願いできたらという部分が現状でございます。実質的に、定年の長さという形、年齢的な申し合わせはございますが、どうしても塩田さんの能力、それからまた専門知識、また今回土地評価の改正がありますので、その専門知識につきまして十分な部分をお願いしたいと思っております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） というと、今までの3年間、そういうな人材育成というか、そういうな部分に取り組んでこなかったというふうに考えとつたらええんでしょうか。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 先ほども申しましたように、審査委員会の委員につきましては、判事と同じような重責を負うものでございます。その部分につきまして、いろいろご相談とかもかけさせていただいておる中で、やはり塩田さんを超えて判事の任用につけられる方という部分で、どうしても該当者を探すことができなかつたというふうに捉えていただけたらというふうに思ってます。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） そうすると、その次の機会にはそういうふうな人を考えてもらえるということですね。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 実質的に、本当に高齢の部分があります。その部分につきましては、本当にあらゆる点において探ささせていただけたらというふうに思っております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。10番秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 大変な仕事だというなのは私はわかっておりますが、過去3年間、どれぐらい審査をやってきたんかいないうんをちょっとお知らせ願いたい。

○議長（森口久士君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） この3年間におきまして、平成28年度に1件、29年度に1件それぞれありました。28年度につきましては、最後の審判までいかせていただきました。29年度につきましては、申し出もあり、審査認可が審査申出書、それに対して私どもは弁明書、それに対してまた申し出人から反論書という形が出てきております。また、それに対して私らは再弁明ということの文書をやりとりした中で、申し出人からはその段階で審査申し出の取り下げという形になっております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 固定資産審査委員会の概要説明につきましては、前段と同じですので省略させていただきます。推薦委員の紹介をさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いします。

藪脇修氏は、お示しのとおり、宅地建物取引業を営んでおり、同委員の実績も旧町時代から5期15年でございます。業務経験の多さから、また建築士資格を取得されており、固定資産の実勢価格に非常に深い見識をお持ちの方であります。以上のことから、固定資産の評価に関する学識経験を有し、適切な審理を下していただけると判断できますので、選任のご同意をお願いしたいと思っております。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 固定資産審査委員会の概要説明につきましては、先ほどと同様ですので省略させていただきまして、推薦委員のご紹介をさせていただきたいと思えます。

追加議案の6ページをお願いいたします。

三木忠臣氏は、お示しのとおり、町職員として税務行政の経験が豊富で、退職後は同委員として3期9年の実績がございます。その職歴から、制度の概要に精通されており、税法関係のみならず、法令審理には深い見識を持っておられる方です。以上のことから、固定資産の評価に関する学識経験を有し、適切な審理を下していただけるものと判断し、選任のご同意をお願いしたいと思っております。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 8 議案第 3 1 号 老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更について

日程第 9 議案第 3 2 号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更について

日程第 1 0 議案第 3 3 号 老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第31号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更についてから日程第10、議案第33号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第31号議案第31号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更についてから、議案第33号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第31号から議案第33号につきましては、老健うちのみ跡地を庁舎として利用するための改修工事に係る3つの工事請負契約の変更契約をそれぞれ締結したいので、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提出するものでございます。

それぞれの変更契約の詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） まず、日程第8、議案第31号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第31号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の7ページをお願いいたします。

本件につきましては、昨年の6月14日開催の平成29年第2回定例会で議決いただきました工事請負契約の変更について、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会にお諮りするものでございます。

まず、契約の目的は老健うちのみ跡地利用改修工事で、変更前の契約金額3億6,919万8千円を3,713万400円増額いたしまして、4億632万8,400円にしようとするものでございます。また、工期の終わりを平成30年3月30日から平成30年4月20日とするものでございます。

契約の相手方は、株式会社合田工務店代表取締役森田紘一でございます。

1ページめくっていただき、8ページの工事概要をご覧ください。

本契約の変更内容につきましては、5の変更概要の項目に記載のとおりでございます。

まず、駐輪場の増設工事につきましては、現在あります駐輪場だけでは手狭なために現在の駐輪場の横に2棟増設するものでございます。

懸垂幕掲示のための設備工事につきましては、本館、西館それぞれに懸垂幕掲示のための設備を設置するものです。

東進入路拡幅工事につきましては、中学校側にあります正門の拡幅の工事でございます。現在のように、オリーブバスが乗り込んでくるには大変狭く見通しも悪いため、出会い頭の事故が懸念されますので、拡幅工事を行うものでございます。

フラッグポール設置工事につきましては、駐車場から少し道寄りのところに国旗掲揚のための掲揚台を新設するものでございます。

宿直室内装工事につきましては、現在は老人福祉施設の入り口側のほうで宿直を行っておりますけれども、庁舎やまた職員の勤怠管理、また外部のお客さんの利便性を考慮しまして、宿直室を現在改修しております本館側裏口に変更するために元更衣室であった部屋を宿直室に改修するものでございます。

なお、工期の変更に関しましては、駐輪場や東進入路拡幅工事の材料の手配に日数がかかったことから、3月30日までであったものを4月20日までとしております。以上、簡単でございますが、本件の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号老健うちのみ跡地利用改修工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

次、日程第9、議案第32号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第32号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

本件につきましても、昨年第2回定例会で議決いただきました工事請負契約の変更で、条例に基づきまして議会にお諮りするものでございます。

契約の目的は、老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事で、変更前の契約金額1億4,904万円を660万2,904円増額し、1億5,564万2,904円にしようとするものでございます。

また、契約の工期の終わりを平成30年3月30日から平成30年4月20日とするものでございます。

契約の相手方は、株式会社中電工小豆島営業所所長浜野茂三でございます。

1ページめくっていただき、10ページの工事概要をご覧ください。

本工事の変更内容につきましては、5の変更概要の項目に記載してありますとおり、まず防災無線、地震計への電源配線の対応につきましては、県防災無線、内海庁舎のある地震計の移設工事に係るものでございます。

電気自動車コンセントについては、本館玄関近くに電気自動車充電用コンセントを2基新設するものでございます。

監視カメラ追加につきましては、本館、西館と庁舎が大変広くなることから、宿直室から監視カメラで庁舎内の監視ができるようにしているものでございますが、より死角をなくするために設置場所を2カ所追加するものでございます。

消火器の追加につきましても、消火器はもとよりありましたけども、使用期限が迫っておりますので、この機に更新するものでございます。

なお、工期の変更につきましては、さきにご説明しました本体工事の工期に合わせて変更するものでございます。以上、簡単でございますが、本件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 監視カメラが2台追加で増やしたということですが、もともとはあるのは幾つ、何台あるんですか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 監視カメラは、今ある台数は11台を13台にしました。現在使っている庁舎の1階、それと今度今改修中の庁舎の1階、2階、3階それぞれに設置しまして、今申し上げましたとおり、宿直者が監視というか、できるような状況にしています。あとは、当初11台でございましたけども、いろいろ業者さんとも詰めてる中で、死角等がありましたので、そこをクリアするために2台追加させていただいております。

○議長（森口久士君） ほかに。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 消火器なんですけど、これが電気設備にかかわる消火器いうのが、普通の消火器じゃないようなことなんですか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 消火器はもう普通の消火器です。電気設備で出すのか、機械設備で出すのか、それは要はどちらでもよかったかと思えますけど、今回は電気設備のほうで消火器を上げさせていただいております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う電気設備工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

次、日程第10、議案第33号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第33号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工



事に係る工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

上程議案集の11ページをお願いいたします。

本件につきましても、昨年年第2回定例会で議決いただきました工事請負契約の変更で、条例に基づき議会にお諮りするものでございます。

契約の目的につきましては、老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事で、変更前の契約金額1億1,955万6千円を775万7,100円増額し、1億2,731万3,100円にしようとするものでございます。

また、契約の工期の終わりを平成30年3月20日から平成30年4月20日とするものでございます。

契約の相手方は、田中電気工事株式会社代表取締役田中真一郎でございます。

1ページめくっていただき、12ページの工事概要書をご覧ください。

本契約の変更内容につきましては、5の変更概要の項目に記載のとおりでございます。

東進入路拡幅による量水器の移設につきましては、さきにご説明しました東進入路の拡幅工事に伴いまして、水道のメーターを移設するものでございます。

3階大会議室の間取り変更に伴う空調機の変更につきましては、廊下を取り込みまして、大会議室の面積を当初より1.5倍ぐらいに広げたことから、空調機を変更するものでございます。

シャワートイレの変更につきましては、トイレはもともと全て洋式ではございましたけれども、大変古いタイプの便座でございますので、このたびの改修工事にあわせましてシャワートイレに改修をさせていただくものでございます。

4階電気室消火器取りかえにつきましては、使用期限が迫っているために取りかえるものでございます。先ほど電気のほうでこれは消火器かということでご質問いただきましたけれども、こちらにつきましては、もともとここで書いてます4階の電気室、このスプリンクラーの取りかえがメインになっておりますので、そのスプリンクラーの取りかえを機械設備のほうで行っておりますので、あわせてそちらのほうで消火器を計上させていただいております。

なお、先ほどと同じで、工期の変更につきましてはさきの電気設備工事と同じく、本体工事の期日に合わせて変更するものでございます。以上、簡単でございますが、本件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 議案の31号からこの3件、部長のほうから説明ありましたが、

昨年の6月14日で請負契約を結んでおるんですけど、今回の変更の3件とも概要の中には新たにこちらのほうから発注したことなんですよ。全てが新たに発生した問題に対する追加工事なんですか。最初の昨年の6月の契約の時点ではこういうことは起こり得ると考えられなかったのかどうか、そのあたりがちょっとこれ、最初の金額、入札時の金額でできなかったのかどうか、その辺の工事の内容がもうちょっとはっきりと。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 3件ありますので、まず議案第31号の本体の工事でございますけども、駐輪場、懸垂幕、東進入路拡幅、フラッグポール、全て当初には入ってございません。いろいろと打ち合わせをする中で、これが抜けておった、抜けておったという中で追加工事になっております。

次の電気設備工事でございますが、電気工事につきましても、防災無線、地震計の移設、これは失念しておったというところだと思います。それから、カメラについては業者さんと詰めていく中で追加になったということで、電気自動車も後から追加をしたものがございます。

第33号の機械設備のほうでございますが、機械設備につきましても、当然東進入路の拡幅に伴うものは後でできたものがございますし、会議室も詰めていく中で非常に会議室が手狭なので廊下も取り込めないかということで、工事をしながらの打ち合わせの中で間取りを変更して、それに伴って空調機も変更するものがございます。トイレにつきましても、当初はシャワートイレではございませんでしたが、もう昨今のことでございますので、この機に思い切ってシャワートイレにしようということでやっております。当然、これだけの大きなものがございますから、最初の契約の金額の中で動くというのはとても無理な話でございますので、今回別に変更契約で議会で議決をいただくものがございます。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号老健うちのみ跡地利用改修工事に伴う機械設備工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第34号 平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）

日程第12 議案第35号 平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第36号 平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第37号 平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第34号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）から日程第14、議案第37号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第34号から議案第37号平成29年度小豆島町一般会計及び特別会計の補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第34号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）につきましては、一般会計において2億9,322万7千円を減額補正しようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、総務費1億4,071万円の減、民生費6,218万4千円の減、衛生費1,178万8千円の減、農林水産業費1,146万3千円の減、商工費1,749万1千円の減、土木費598万2千円の減、消防費868万1千円の増、教育費5,229万円の減となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明します。

なお、議案第35号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第36号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第37号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、担当部長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第11、議案第34号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第34号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億9,322万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億9,219万6千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費を16ページの第2表繰越明許費のように定めるものでございます。説明は後ほどさせていただきます。

第3条は、地方債の補正でございます。16ページ下段から17ページにかけましての第3表地方債補正のように追加及び変更をお願いするものでございます。

16ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

記載のとおり、8つの事業について繰り越しを行うものでございますが、このうち2款総務費1項総務管理費の内海病院跡地等整備事業につきましては、先ほどの議案でもございましたように新庁舎の本体部分の竣工が4月20日となりました。また、その後も防災行政無線の移設等にも期間を要するため、繰り越しを行うものでございます。

4款衛生費、2項清掃費の最終処分場整備事業につきましては、次期最終処分場の生活環境アセスメントを発注しておるところでございますけれども、四季を通した調査が必要なため、来年度半ばまで期間を要することから、繰り越しを行うものでございます。また、じんかい収集車整備事業、こちらにつきましては、今期定例会2日目にご議決をいただきましたパッカー車の修繕及び新規車両購入について、いずれも発注から半年程度の納期を要するため、繰り越しを行うものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費の地籍調査事業につきましては、国の1次補正によりまして、来年度実施予定の事業について前倒し配分があったものでございます。

残りの4事業につきましては、地元関係者等との協議に不測の日数を要しましたことからそれぞれ年度内の完了が見込めなくなったものでございます。

次に16ページの下段からの第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございます。医師等のスキルアップ研修研究活動支援事業など医療従事者確保対策事業の財源として、過疎対策事業債ソフト分の追加配分が受けられることとなりましたので、新たに730万円の追加をお願いするものでございます。

17ページの変更分に記載の8事業につきましては、それぞれ事業費または負担金の確定見込み等によりまして借入限度額を増額または減額するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目1節社会福祉費負担金73万2千円の減につきましては、小豆島町が窓口となって申請しておりました地域医療介護総合確保基金事業補助金のうち一部事業、終末期ケア推進事業が不採択となりましたため、同事業に係る土庄町の負担分を減額するものでございます。

同じく4目1節小学校費負担金59万2千円の減につきましては、池田放課後児童クラブの利用者の変動によりまして、保護者負担金が減額となったものでございます。

14款国庫支出金から7ページ中段にかけましての15款県支出金につきましては、各種の給付費や事業の精算見込みによる増減が大半でございますので、特別な要因があるもののみご説明させていただきます。

まず、14款2項7目4節就学前教育費補助金のうち、説明欄2の保育所等整備交付金1,873万8千円の減でございます。こちらは、平成29年度に実施予定でございましたせいけんじこども園大規模修繕事業に対する交付金でございます。事業実施が延期となったため、皆減とするものでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、15款2項2目1節社会福祉費補助金、地域医療介護総合確保基金事業補助金の1千万円の減につきましては、一部事業の不採択による減でございます。

また、4目1節農業費補助金のうち、説明欄1の機構集積支援事業費補助金61万2千円の減につきましては、農地台帳システム処理委託料が補助対象外となりましたことから、補助事業を取りやめたことによる減でございます。説明欄5の経営体育成支援事業費補助金300万円の減につきましても、事業の不採択による減となっております。一方、説明欄11の地籍調査費補助金1,565万1千円の増につきましては、国の1次補正により来年度予定事業分が前倒し配分されたものでございます。

そのほかの国庫支出金、県支出金につきましては、精算見込み額の精算による増減でございます。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金73万8千円でございます。こちらは、減債基金利子の決算見込みによる増額計上でございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金200万円の増につきましては、町内企業から1件200万円の寄付がございましたので、これを受け入れるものでございます。

5目1節ふるさと納税寄付金1千万円の減につきましては、ふるさと納税の決算見込みにより減額となったものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての18款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に係ります財源調整の結果、減額となったものでございます。以下、各特定目的基金からの繰入金につきましては、充当事業の精算見込みによりそれぞれ減額または増額となっております。

ページ下段の20款諸収入、5項1目3節雑入89万6千円の減でございますが、説明欄1の日本スポーツ振興センター災害給付金80万円の減につきましては、中学生のけがに対する災害給付金が予想を下回ったことによる減でございます。説明欄2の保育合宿事業負担金は、香川大学教育学部と連携して実施しております保育合宿事業の精算に伴う大学負担金の減でございます。

1ページめくっていただきまして、歳入の最後でございます。21款町債につきましては、地方債補正でもご説明したとおり、1項9目1節社会福祉債において、小豆島中央病院企業団が実施する医師等のスキルアップ事業に対する補助金の財源として、過疎対策事業債730万円の追加配分を受けられることとなったほかは、各事業の精算見込みによる増額または減額でございます。以上、歳入の補正額合計は2億9,322万7千円の減でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

13、14ページをお願いいたします。

今回の歳出補正につきましては、例年同様、各事業の精算見込みによる増減が主な内容となっております。つきましては、増減額の大きな目や特別なもののみご説明をさせていただきますと思います。

まず、ページ中ほどでございます。2款総務費、1項6目財産管理費4,493万7千円の減につきましては、11節需用費におきまして旧内海病院や旧老健うちの実績をもとに燃料費や光熱水費を計上していたところでございますが、ボイラーの撤去や施設改修と利用形態の変更もありまして、これらの経費の使用実績が大きく下がったことから、3,296万5千円の減額としたほか、設備関係の保守管理の減額、内海庁舎の耐震診断を簡易なものにしたことなどによりまして、13節委託料も835万5千円の減額となったところでございます。

同じく 7 目企画費2,716万円の減でございます。こちらは、ふるさと納税の減に伴う謝礼品や次のページでございますけれども、ふるさとづくり基金への積立金の減、また家賃助成や空き家改修費など移住関係事業の実績見込みによる減が主な要因でございます。また、これに伴いまして財源の更正も行っておるところでございます。

次のページの10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金200万円の増でございます。説明欄 1 の自治会振興補助金100万円は、歳入でご説明いたしました町内企業からの寄付金の一部を寄付者の意向に沿いまして、木庄地区に補助するものでございます。説明欄 2 は、未来を担う人材育成に役立てていただくため、土庄町と協調して小豆島中央高校後援会に補助を行うものでございます。

次に、17目庁舎建設費4,675万円の減でございます。防災行政無線等移設経費を15節工事請負費から13節委託料に組み替えまして、さらに庁舎内Wi-Fi環境の構築や庁舎移転等に伴う廃棄物の処分費を計上させていただきましたことから、13節委託料が7,108万3千円の増となっております。一方で、防災行政無線等の移設経費の13節への組み替えや工事の請負差金によりまして、15節工事請負費が1億2,913万3千円の減となったところでございます。

1 ページめくっていただきまして、17、18ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費のうち13節委託料の説明欄 2、サン・オリーブトイレ改修工事設計監理委託料16万2千円の減及び15節工事請負費サン・オリーブトイレ改修工事232万9千円の減につきましては、補助事業の不採択による減でございます。

1 ページめくっていただきまして、19、20ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項 8 目地域包括ケア推進費1,981万円の減でございます。こちらは、歳入のところでも少し触れましたけれども、地域医療介護総合確保基金事業補助金の一部不採択により、一部事業の取りやめや見直しを図ったことによる減でございます。

1 ページめくっていただきまして、4 款衛生費、2 項 2 目塵芥処理費13節委託料2千万円の減でございます。次期最終処分場の基本計画、生活環境アセスメント等の業務委託に係る請負差金の減でございます。

同じく 3 項 1 目病院費、19節負担金補助及び交付金3,364万6千円の増でございます。こちらについては、まず説明欄 1 の小豆島中央病院企業団負担金2,046万8千円の増でございますが、こちらは29年度におけます交付税算入や企業債の元利償還金の確定によりまして、繰り出し基準に基づく企業団への負担金が増額となったものでございます。説明欄 2 の医療施設等整備事業負担金239万4千円の減につきましては、医師住宅建設に係る事

業費精算による減でございます。説明欄3の地方交付税精算負担金1,557万2千円の増につきましては、普通交付税の救急告示病院算入分が小豆島町に一括で算入されておりますことから、土庄町分を同町に対して支出するものでございます。

ページ下段の6款農林水産業費、1項3目農業振興費のうち19節負担金補助及び交付金の説明欄3、経営体育成支援事業費補助金につきましては、民間オリーブ農園の工場整備事業が不採択となりましたので、300万円の減となったものでございます。

1ページめくっていただきまして、8目地籍調査費2,344万5千円の増は、国の1次補正により、来年度実施予定分の補助金が前倒し配分されたため増額計上の上、来年度に繰り越しを行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、7款商工費、1項3目観光費のうち、19節負担金補助及び交付金550万円の減でございますが、こちらにつきましては小豆島観光協会に対する負担金を当初で700万円計上させていただいておりましたが、土庄町との負担均衡を図るため、同額の150万円といたしましたので、550万円を減額するものでございます。

同じく4目観光施設費のうち、19節負担金補助及び交付金430万円の増につきましては、岬の分教場整備運営基金繰入金を活用いたしまして、二十四の瞳映画村のアート壁画整備、村内Wi-Fi整備、駐車場のバリケード整備など各種の施設整備のために増額計上したものでございます。

1ページめくっていただきまして、27、28ページをお願いいたします。

9款消防費、1項1日常備消防費、19節負担金補助及び交付金868万1千円の増でございます。こちらは、小豆地区広域行政事務組合負担金の精算による増額でございます。増額の要因は、人件費の増と小型ポンプ付水槽車の購入によるものでございます。

2ページめくっていただきまして、10款教育費、4項4目保育所費3,012万9千円の減でございます。こちらは、歳入でもご説明したとおり、今年度に予定しておりましたせいけんじこども園大規模修繕事業が延期となりましたので、13節委託料は19万4千円の減、19節負担金補助及び交付金の説明欄1、せいけんじこども園整備事業補助金が2,810万7千円の減となったことが主な要因でございます。なお、この事業でございますが、来年度に実施予定となっておりますので、事業費を精査の上、来年度当初予算に計上させていただいたところでございます。以上、ご説明いたしました以外の歳出予算の補正につきましては、各事業の精算見込みによる増減となっております。歳出の補正額合計も2億9,322万7千円の減でございます。以上、簡単ですが、議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。



○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 14ページの浜条地区の緊急車両回転場舗装工事なんですけど、やってもらって大変うれしく思っておるんですが、最近救急車があそこへ来まして、あそこでよう回さんというふうな、やっぱり慣れとらんののかなと思いますんで、その辺は広域のほうにもきちんと言うて練習してもらったほうがええんかなと思っております。

それと、16ページの庁舎建設のところ、廃棄物処理委託が1千万円とあります。この辺がどういうふうなもので1千万円というふうな大きな廃棄が出てきたのか、お伺いします。

それと、22ページの老朽危険空き家、これ10軒分に相当しますよね。来年度、10軒分しか予算措置されとらんというふうに予算取り聞いたんですが、この辺は何で10軒分も余ってきたんかなというふうなことがありますので、その辺お伺いします。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） まず、救急車の件ですけど、それはもうくれぐれもよくお伝えしときます。多分、最初の設計のときには、いつも交差する前もあそこで多分救急車を回しとったと思うんですけど、当然もともと回しとったところを舗装した部分ですから、当然回れるもんやとは思いますが、その辺は消防のほうにもよく相談をしておきます。

それから、16ページの廃棄物の件ですけども、よろしいでしょうか、済いません、これまだ庁舎の移転に伴いまして、どのようなものが出てくるかもわかりません。事務机とかロッカーもありますし、その他今までたまってきた書類とかいろんなものがございまして、大きく言えばつかみの金額でこの辺を置かさせていただいておるのが現状でございまして。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 21ページ、22ページの老朽危険空き家等除却支援事業補助金につきましては、おおむね10軒分の減になっております。これにつきましては、社会資本整備総合交付金、これを活用しまして充当しておるんですが、この枠内にほかの事業がございまして。老朽危険空き家除却支援事業に加えまして、空き家の活用事業、これに係る原資も入っております、そちらのほうに費用が必要になってまいりましたので、除却支援事業のほうからそちらのほうに振りかえたということで、こちらのほうの負担金につきましては減をさせていただいております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） 危険空き家を除却する希望者は案外多かったと思うんですが、そ

の辺違う事業に振りかえる必要が、ここで減しとるからほかが増えてくるはずやけど、その分はどういうふうになっとんかと思います。

それと、1千万円の処分の分ですが、使える分は住民の方に使ってもらったりしたらいいかなと思いますんで、できるだけ処分費や費用がかからんような形でやってもらいたい。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 老朽危険空き家除却支援事業のほうにつきましては、当初非常に進捗が鈍化してまして、年度内に伸びないであろうという臆測もありまして、若干活用のほうに振ったという経緯がございます。ただし、それ以降、ご要望もいただいておりますので、内容を事前審査した上で、新年度の対応ということでお願いして今対応しております。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 先ほどの廃棄物の件でございますけど、私のつかみでというようなことで申しましたけど、使えるのものは使うし、庁舎以外でも使えるところは使うということで、大きな予算を置いてるから、もう何もかも捨てるということじゃなくて、有効に利用できるものは十分考えて対応させていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 16ページですけど、木庄ということで非常に喜んどんですけど、町ほど暗くなってますね、最近は。あっちこっち田舎へ行くと、街灯がついとんで、この街灯について本当にみんなで考えないと、この間も僕木庄川の近くにおったんですけど、真っ暗だったです。これ賛成なんですけど、喜んどんですけど、将来どうなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 最近、商工会のほうの電気が一斉に消えて見直しするということで、特に町の暗さを感じるところでございます。商工会のほうは、商工会のほうでかって商工会のほうでも町を防犯のためにとということで非常にありがたいことでしていただいて、今度見直しでまた近々つくとはお聞きはしております。

今、基本的に商工会のもんではないところは、全て自治会のほうでつけるようにしていただいて、あとの維持管理について1灯当たり、済いません、恐らく千数百円やったと思います。自治会助成金のほうに上乘せをさせていただいて、自治会に助成をさせていただくような形をとってございます。申しわけございませんけども、地区の中で暗いところについては自治会のほうでまずは対応していただきまして、今自治会のほうで何基持つてる

かというのを管理しておりますので、余分につけたのがございましたら、それも総務課のほうまでお伝え願えたら、助成金のほうに上乘せをさせていただくということでやらせていただいております。

それとはまた別に、予算はわずかではございますけども、以前に浜口議員さんのほうからご質問をいただきまして、ご家庭の軒先に街灯をつけていただくと、それはあくまでもご家庭を照らすだけではなくて、ご家庭を照らすとともにご家庭の近くの道路も照らせるような場所に街灯を設置していただけるのであれば、設置の費用として1万円を補助させていただくという補助制度をつくってございますので、その場合は家から電源引いてもらいますので、電気代はご家庭で持っていただくようになりますけども、そちらのほうも十分にご利用いただきまして、照らしていただいて安全を確保していただけるようにしていただければと思います。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに。10番秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 26ページの小豆島観光協会の負担金の分でお伺いをいたします。

550万円の減額ですが、ということで当初700万円だったと思うんですが、これについて土庄町長と我が町とどういう中身でこうなっておるのか。3月末に帯を結ぶためにある企業からの指定寄付を使うというようなことをちょっと聞いておりますが、この3月末にどのような形で小豆島観光協会は終わっていくのかなという懸念があるんですが、それについてちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 秋長議員さんのほうからのご質問でございますが、ご案内のとおり、協議を重ねまして協会とも重ねた中で150万円の理解しかなかったことから、本町も足並みを合わせる意味で同額の執行、それで執行残につきましては今回減額させていただきます。

それから、12月のほうで補正対応させていただいております800万円につきましては、協会のほうで運営費の補助という形で執行させていただくような形になってございます。以上です。

○議長（森口久士君） 10番秋長議員。

○10番（秋長正幸君） 今の説明で、800万円で3月末の帯はきちっと結べるかいないうんを一つお聞きしたわけです。

それからあと、質問の中とこれからの協会ですね、どのように考えているのかないうん

をお話ししていただいて、私なりにいろいろ今まで折衝した中もごございます。現時点で、  
どういう方向が一番望ましいのかなというんも、例えば今言う企業の指定寄付は毎年これ  
いくんかいうて、いくはずがないでしょ。だから、ここも含めての話もあるし、従来の我  
が町からの持ち回りであったのをそうでなくなったという一つの懸念から、他方、お隣の  
町からのいろいろな問題提起もあったと思うんです。これは、何はともあれ、島は一つと  
いうアキレス腱が一つ増えてきょうのような気がして、抜本的にどうするんかというん  
と、これを今の段階でどう考えていくか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島観光協会をどうするかというのは、これからの小豆島観光  
のあり方を決めるとても重要なテーマだと思っています。現在は、不孝なことに土庄町長  
さん、それから土庄町観光協会の会長の立場の人が理事、副会長を引いたという形で片肺  
飛行のようになっています。来年度からの体制をどうするかについては、年度が変わった  
らできるだけ早い段階で理事会を開いて、新しい小豆島観光協会の会長、副会長をどうす  
るかということを決め、そしてこれもできるだけ早いほうがいいんですが、総会を開いて  
それを承認してもらって、もうできるだけ早い段階で新しい体制に移行するということ  
で考えています。非公式に土庄町長とは私自身、意見交換しておりまして、今までのよう  
な町長さんが交代でやる、会長を務めるというやり方もあるんですけども、観光は主とし  
て民間の方がやるので、トップは民間の方を充てるというようなことを含めて議論をし  
まして、多分4月のどこかの段階でかつての小豆島観光協会の会長、副会長、すなわち両  
町の町長さん、それから小豆島町観光協議会の会長さん、土庄観光協会の4者と話し合  
いをした上で、来年度当初の理事会にどう臨むかということを経験することになってま  
すが、小豆島町長選挙がありますので、次期の小豆島町長になれる方の考え方もとて  
も重要ですので、4月中には次期の小豆島観光協会の体制についての結論を得たいと考  
えております。一本化、もとの小豆島を挙げて小豆島観光に取り組むという体制を  
目指して、公式、非公式の場で意見調整をしてるというのが現状でございます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 先ほど、本年度の決算のご案内でございましたけれど  
も、一応協会事務局長から聞いとる分については決算のほうは無事迎えられるというふう  
に聞いてございます。

来年度以降の補助金をどうするんだと、一企業の寄付だけで賄うのかというご提案につ  
きましては、先般3月7日に理事会がございました。その際に、意見の中では町の補助金

だけではなく、やはり会員各位がある程度工夫した形で運用を、収入を上げる方法を考えなければならないのではないかというふうな意見がございました。

それから、今後の協会のほうの話につきまして、各理事さんからご意見をいただきましたけれども、できる方向としましては、例えば土庄町観光協会、それから小豆島町観光協会や協議会というのがございますけれども、そちらも何らかの形で小豆島観光協会に一本化に向けたような検討ができないかというふうな意見も聞いてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑は。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 32ページの公民館費の委託料の2番、草壁公民館の耐震診断のこれは減額になってますけど、耐震診断は行って減額というのは結果はどのようになるとるか、ちょっとわかりますか。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） 草壁公民館の耐震診断につきましては、昨年12月に委託業務の契約を交わしまして、4カ月ほどかかるということで、委託期間が今月の末となっております。正式な文書は今月末には出てくる予定になっておりますが、途中経過で口頭のほうで業者さんのほうから最新の結果ですけれども、耐震補強はする必要はないというようなことを口頭ではいただいております。正式にはこれからでございます。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） ほかに質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第12、議案第35号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱田 茂君) 議案第35号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の18ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,998万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,588万9千円とするものでございます。

今回の補正は、主に保険給付費及び保健事業費に不用額が生じる見込みのため、所要の補正を行うものでございます。

これらの内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の39、40ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金でございます。高額医療費共同事業拠出対象額が減となることから、403万1千円を減額するものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、医療費の分析業務、データヘルスケア計画の見直しにより、450万円を減額するものでございます。

4款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫支出金と同様に高額医療費共同事業拠出対象額が減となることから、403万1千円を減額するものでございます。

5款療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費の減に伴い、3,144万9千円を減額するものでございます。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金につきましても、国費、県費と同様に高額医療費共同事業拠出対象額が減となることから、806万4千円を減額するものでございます。

次に、9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金15万8千円は、平成30年度制度改正に係るシステム改修費の増額を行うものでございます。次に、6節収入不足繰入金は保健事業に係る職員の異動に伴う人件費の減額と、データヘルスケア計画の見直しにより、事業費の減により807万2千円を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

41、42ページをお願いします。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費、13 節委託料15万 8 千円は、高額療養費の低所得判定基準の見直しに係る電算システム改修に係る委託料でございます。

2 款保険給付費、1 項 2 目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者に係る保険給付が当初予算を下回る見込みであることから、2,626万 8 千円を減額するものでございます。

同様に、2 項 2 目退職被保険者等高額療養費につきましては518万 1 千円を、7 款共同事業費拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、1,612万 6 千円を減額するものでございます。

次に、8 款保健事業費、2 項 1 目保健対策費でございます。7 節賃金は、人事異動に伴い、栄養士 1 名分の人件費208万 9 千円を減額するものでございます。また、13 節委託料は医療費の分析業務、データヘルスケア計画の見直しにより、事業費を1,048万 3 千円減額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第35号平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成29年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第13、議案第36号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第36号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の20ページをお願いします。

第 1 条は、既定の額から歳入歳出それぞれ6,122万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ20億553万5千円とするものがございます。

今回の補正は、介護給付費、地域支援事業費の増減のほか、事務費について所要の補正を行うものがございます。

その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の47、48ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金667万5千円と2項国庫補助金、1目調整交付金1,215万円は介護給付費の減少に伴う国庫負担金等の減額でございます。

次の2目総合事業調整交付金459万円と3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）340万円は、地域支援事業費の減少に伴う国庫補助金の減額でございます。

4款支払基金交付金につきましても、同様に介護給付費の減に伴い、1目の介護給付費交付金を1,260万円、地域支援事業費の減に伴い、2目の地域支援事業交付金を476万円減額するものがございます。

5款県支出金につきましても、同様に介護給付費の減に伴い、1項1目介護給付費負担金を795万円、また地域支援事業費の減に伴い、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を212万5千円減額するものがございます。

同様に、町の負担につきましても、7款繰入金において介護給付費の減に伴い、1項1目の介護給付費繰入金を562万5千円、地域支援事業費の減に伴い、2目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を212万5千円減額するものがございます。

次の5目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金77万9千円につきましては、小豆広域事務組合が保有する介護認定システムの改修に係る費用を一般会計から繰り入れるものがございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

49、50ページをお願いします。

1款総務費、3項1目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金77万9千円は、小豆広域行政事務組合が保有する介護認定システムの改修に係る費用でございます。

2款保険給付費、1項2目施設サービス給付費、19節負担金補助及び交付金は特別養護老人ホーム等の施設給付費が見込みを下回ったため、4,500万円を減額するものがございます。



4項1目高額医療合算介護サービス費は、介護と医療を合わせて利用した場合に自己負担が著しく高額となった人の負担を軽減するものでございまして、予算に不足が生じたことから、130万円を増額するものでございます。

5項の特定入所者介護サービス等費は、宿泊サービスに係る低所得者の食費、居住費の負担を軽減するものでございます。

1目は要介護認定者、2目は要支援認定者を対象とするものでありますが、予算に過不足が生じたため、1目を150万円減額し、2目を20万円増額するものでございます。

次のページをお願いします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費でございます。要支援者やそのおそれのある人を対象に、13節委託料において、軽度の家事支援サービスや運動教室、配食サービスを、また19節負担金補助及び交付金において、介護保険の訪問介護、通所介護に相当する事業を実施しております。これらの事業費が見込みを下回ったため、13節委託料を1,100万円、19節を600万円減額するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第36号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第14、議案第37号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第37号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の22ページをお願いします。

第1条は、既定の額から歳入歳出それぞれ476万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ7,154万6千円とするものでございます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の57、58ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

5款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金476万円の減額でございます。これは、人件費の減額に伴い、その財源となる財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

59、60ページをお願いします。

1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費は46万円の減額でございます。2節給料から4節共済費までは事務職員の異動に伴う減額、7節賃金は臨時職員の時間外勤務手当の増額でございます。

1款2項訪問介護サービス事業費、1目うちのみ訪問介護事業費は50万円の減額でございます。7節賃金は嘱託職員、登録ヘルパーの訪問回数の減に伴う減額でございます。

次の2目いけだ訪問介護事業費は380万円の減額でございます。4節共済費から7節賃金は、嘱託職員の退職に伴う減額でございます。以上、簡単ではございますが、議案第37号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成29年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第15、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） それでは、議会上程議案書の6ページをお開きください。

発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。平成30年3月16日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸、同安井信之。

提案理由としましては、小豆島町水道事業の廃止に伴い、水道課が廃止となることから、総務建設常任委員会の所管から水道課を除く改正をしようとするものであります。

新旧対照表の右側の改正前にありますように、第2条第1項第1号の建設課及び水道課を左側の改正後の及び建設課に改めるものでございます。

附則として、平成30年4月1日から施行するものです。以上。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第2号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（森口久士君） 次、日程第16、発議第2号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 議会上程議案書の8ページをお開きください。

発議第2号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。平成30年3月16日提出。小豆島町議会議長森

口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸、同安井信之。

提案理由としましては、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う場に関する規定を設け、議会活動の範囲の明確化を図る改正をしようとするものであります。

ページの新旧対照表の左側の改正後にありますように、第16章の次に第17章、全員協議会の章を追加し、全員協議会の設置及び構成等に関する条文を追加するものです。

あわせて、既存の第17章以降の文章及び条番号のズレを調整しようとするものです。

附則として、平成30年4月1日からの施行とするものです。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第17及び日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（塩田幸雄君） 2期8年間、町長として仕事をさせていただきました。町会議員の皆様にはご理解とご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。また、この場におられませんけれども、町民、島民の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

課題がたくさん残りましたが、私としては8年間ベストを尽くしたつもりでございます。新しい町長のリーダーシップのもと、課題の解決あるいは克服をして、小豆島町、小豆島が元気になることを心から願っております。多くの課題は島が一つになって一丸となって取り組まないと解決できない、あるいは克服できないものだと思います。ぜひとも、内外の知恵もかりて、そういう課題を克服、解決して地方の時代、地方創生のリーダーシップ、モデルと小豆島町、小豆島がなることを心から祈ってます。本当に8年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（森口久士君） なお、私からも一言ご挨拶を申し上げますので、しばらくお待ち願います。

今期定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位のご協力によりまして、平成30年第1回小豆島町議会定例会がここに全ての日程を終え、閉会することができましたこと、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、塩田町長を初め、執行部の皆様におかれまして、常に真摯な態度を持って審議にご協力いただき、深く感謝いたしますとともに厚くお礼を申し上げます。

平成26年4月の臨時議会におきまして、議員各位のご推挙により、議長の要職に就任してからの4年間、皆様のご協力、ご支援をいただき、無事最後の定例会を終えようとしております。議長として何ができたのか、もっと努力すべきことがあったのではと反省することも多々ございます。もとより、浅学非才の私がまがりなりにもその任を全うできましたことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、塩田町長におかれましては、本任期をもってご勇退されるわけでございますが、2期8年にわたり町政に携われ、その間小豆島町のみならず小豆島の発展に大いに寄与さ

れました。ここに改めて慎んでこれまでのたゆまぬご努力、ご苦勞に対し、深く敬意を表します。どうかこれからもお体を大切にされ、東京に戻られても小豆島の応援団としてエールを送っていただきますようお願い申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、来る4月22日をもちまして今任期を終えることになっております。今任期をもって後進に道を譲り、ご勇退される方々は感無量の思いがあるかとお察申し上げます。長年にわたり、町政の進展に献身的にご尽力を賜りましたご功績、ご苦勞に対しまして、深く感謝を申し上げます。

さらに、今回立候補を予定される議員各位におかれましては、来る4月15日、投票の町議会議員選挙におきまして、全員が厳しい選挙戦を勝ち抜いて、再びこの議場に元気なお姿をお見せいただき、一致協力し、小豆島町の発展のために頑張ってくださいと思います。皆様のご健闘を心からお祈り申し上げます。

最後になりましたが、副町長、教育長を初め、町職員の皆様には任期中温かいご支援、ご交誼、ご指導賜りましたこと、議会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、皆様方のますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして平成30年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後4時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員